

令和3年度 第3回木津川市行財政改革推進委員会

会議次第

日時：令和3年11月16日(火)午後2時～
場所：木津川市役所5階 全員協議会室

1. 開会

2. 議事

(1) 令和3年度第2回外部評価

- ①No. 65 「外郭団体の見直し（公園都市緑化協会）」（管理課）
- ②No. 73 「放課後児童クラブの運営方法の検討」（学校教育課）

3. その他

4. 閉会

<配布資料>

議事(1)①関係

- 令和3年度外部評価 論点・課題整理【No.65 外郭団体の見直し（公園都市緑化協会）】
- 【資料①】作業実施日数及び参加人数
 - 【資料②】外郭団体の概要
 - 【資料③】財政効果額について
 - 【資料④】組織体制図
 - 【資料⑤】業務委託フロー図
 - 【訂正資料】外部評価調査票

議事(1)②関係

- 令和3年度外部評価 論点・課題整理【No.73 放課後児童クラブの運営方法の検討】
- 【資料①】近隣団体放課後児童クラブ開設状況等一覧（令和3年5月1日現在）
 - 【資料②】木津川市子育て支援に関するアンケート調査結果（抜粋）
 - 【資料③】放課後児童クラブ運営経費・児童一人あたりコスト・利用者（保護者）負担割合
 - 【資料④】放課後児童クラブ業務経費（決算額・見積額）比較

令和3年度「第3次行財政改革外部評価（第2回）」について

1. タイムスケジュール

令和3年11月16日（火）

項目	担当	時間
開会	会長	午後2時00分～
外部評価についての説明	事務局	2時00分～2時05分
No. 65「外郭団体の見直し（公園都市緑化協会）」	担当課説明	2時05分～2時10分
	質疑応答	2時10分～2時55分 (最大10分間の延長)
休憩 (室内換気、担当課入れ替え、説明員準備)		2時55分～3時05分
No. 73「放課後児童クラブの運営方法の検討」	担当課説明	3時05分～3時10分
	質疑応答	3時10分～3時55分 (最大10分間の延長)
事務連絡	事務局	3時55分～4時00分
閉会	会長	4時00分（予定）

※ 審議の進捗状況により、時間帯が前後する場合があります。

2. 担当部局の出席者について

No.65 「外郭団体の見直し（公園都市緑化協会）」【担当課：管理課】

出席者・・・滋井建設部長、西置管理課長、竹村課長補佐、西山係長

No.73 「放課後児童クラブの運営方法の検討」【担当課：学校教育課】

出席者・・・竹本教育部長、木下学校教育課長、山本課長補佐、岡村係長

3. 所管課ヒアリングの流れ

1項目あたりのヒアリング時間は約50分(最大60分)とし、時間中の進行については、概ね以下のとおりとする。

説明
(約5分)

- 担当部局職員が、取組みの要点や概要について説明
 - ⇒ 取組みの内容、実績、課題や今後の方向性、事前の論点・課題整理に対する見解（特に重要な点）、市の評価結果と理由 など

進行役（会長）からの合図を受けて、所管部長が出席者の紹介を行ったのち、説明員から「令和3年度外部評価調査票」や関連資料に基づき、簡潔に説明を行います。

質疑・議論
(約45分)
(最大55分)

- 委員から説明者（担当部局）に対する質疑
- 委員による議論
 - ⇒ 担当課が行った評価の判断の妥当性、取組みの改善点など

質疑・意見等がある場合は挙手いただき、進行役（会長）の許可を得てから発言します。

残り時間5分前と終了時に事務局から合図（ベル）によりお知らせいたします。（5分前・・・ベル1回、終了時・・・ベル3回）

評価
(後日提出)

- ヒアリング結果を受け、各自の評価・意見等のまとめ
- 「外部評価シート」への記入、事務局への提出（概ね2週間目途）
 - ⇒ 4つの視点に対する評価、達成状況等に対する評価 など

外部評価シートに沿って、「1. 4つの視点に対する評価」、「2. 達成状況（結果）等に対する評価」、最後に「総合評価（市が決定した評価に対する評価）」をそれぞれ記入します。また、評価できる点や取組改善に向けた提案、意見等について、可能な限り記入します。

委員会終了後、概ね2週間を目途に事務局まで原則、メールにて提出をお願いします。

令和3年度外部評価 論点・課題整理

項目名：No.65 外郭団体の見直し（公園都市緑化協会）（所管部局：建設部 管理課）

論 点	①外郭団体のあり方、事業の必要性について ②緑化基金について ③運営・財政状況について
-----	---

①外郭団体のあり方、事業の必要性について	
論点・課題等	担当課見解
公園都市緑化協会が設立された経緯は。また、市は、運営にどの程度関与しているのか。	木津川市公園都市緑化協会（以下「本協会」という。）は、旧木津町域で関西文化学術研究都市の中核都市として宅地開発が進められる中、開発事業地区及び開発周辺整備地域における再生緑地等の緑の育成が数十年の長期に渡ると想定され、既存緑地を保全するとともに、公園緑地推進団体の育成及び都市緑化の普及啓発を行っていく必要があると判断されたことから、これらの活動を担う団体として、旧木津町の出資により、平成4年に設立されました。 運営に関しては、理事、評議員として市の職員が選任されており、理事会、評議員会において同協会の運営に参画しています。
外郭団体の位置づけとしては、市民ニーズに対し行政ではカバーできない専門的分野で、行政の補完的な役割を持つ機関という認識で良いか。	本協会は市が行うべき業務を委託するため、市が出資した団体です。
社会経済情勢の変化等により、事業継続の必要性に変更はないか。実施事業の必要性・市民ニーズ等から木津川市としてどのように分析しているのか。	本市において高齢化が進むなか、本協会の活動は、地域の高齢者の健康増進に大きく寄与しており、これらの活動によって市内の緑化推進、公園緑地の適正な管理が実施され、市民の良好な住環境の維持に貢献しているものと考えています。 よって、本協会の存在意義は大きく、今後も事業を継続していくことが必要であると考えています。
公益財団法人木津川市公園都市緑化協会定款（以下、定款という。）第3条において、地域高齢者の健康・福祉の増進、緑化の推進が目的として掲げられているように、高齢者福祉的な意味合いもあるなか、地域高齢者の健康・福祉の増進にどのように寄与	本協会は、定年退職された方の新たな生きがいの場として、また、就業の受け皿としての役割を果たしています。高齢者の方々が地域の公園や緑地の緑化推進を図る活動に参加していただくことで、これらの方々の健康・福祉の増進に寄与していると考えています。 具体的な取組みとしては、公共施設への花壇づくりや公

①外郭団体のあり方、事業の必要性について（続き）

しているのか。具体的な取組みと成果をどのように評価（定性と定量）しているのか。

公園・緑地における除草、高木剪定などであり、令和2年度の作業延日数は441日、延人数は8,660人となっています。【資料①参照】

また、戸外での活動と他者とのコミュニケーションを図り、独居による寂しさの緩和や健康的な生活を送ることで医療費の縮減にも寄与していると推察されます。

定款第4条第1号において、地域高齢者を活用し福祉増進のため都市公園等の維持・管理業務の事業を行うと規定されているが、シルバー人材センター（旧山城町公園緑化協会）といった事業目的が似通った外郭団体がある。木津川市としてそれぞれの団体にどのような役割を期待しているのか。また、合併協定項目第18「公共的団体等の取扱いに関することについて」では、各町共通団体を合併時に統合できるように調整に努めるとされていたが、実現できていない理由は。今後、統廃合を含めたあり方検討が必要ではと考えるが、市の見解は。

公園都市緑化協会に対しては、既存緑地の保全、民有地の緑化の推進、緑化推進団体の育成、都市緑化思想の普及啓発等を行い、緑豊かな文化都市を創造し、地域住民の快適な生活環境づくりに貢献する役割を期待するものです。

シルバー人材センター（健康福祉部高齢介護課所管）に対しては、高齢者の就業機会の提供を行うことにより、高齢者の居場所の創設と高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実を図る。高齢者の活躍と共に地域社会の活性化につなげる役割を、緑と文化・スポーツ振興事業団（教育部社会教育課所管）に対しては、主として定款に定める文化活動及びスポーツ活動を通じた地域振興の向上に努めるとともに、指定管理者として利用者が快適で利用しやすい適切な施設の管理運営を行うことにより、市民の文化・スポーツ活動を通じた地域交流の場として寄与することを、それ期待するものです。

次に合併協定項目第18「公共的団体等の取扱いに関することについて」ですが、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編に努めるとしながらも、木津町公園都市緑化協会、山城町公園緑化協会（現：緑と文化・スポーツ振興事業団）など、それぞれ設立に至る成り立ちや経緯が異なる各町独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとするとの協議結果が示されたことを受け、現行のまま市に移行され、現在に至っています。

本協会を所管する立場としては、旧山城町時代に公有施設の管理を行う第3セクターとして設立された経過があり、現在においても指定管理者として収益事業はもとより公益財団法人として緑化推進並びに文化・スポーツ活動を中心とした地域振興事業を推進する緑と文化・スポーツ振興事業団については、事業目的・役割・活動内容等が異なります。

また、シルバー人材センターについては、3町に存在していましたが、「高齢者等の雇用の安定等に関する法

①外郭団体のあり方、事業の必要性について（続き）

	<p>「律」に基づき、1市町村ごとに1つと定められていることから、3つを1つに統合した経過があります。</p> <p>したがって、それぞれの法人が現行の運営形態で活動を継続することが望ましいと考えており、今後も統合についての検討を行う予定はありません。【資料②参照】</p>
民間活力（民間事業者やNPOなど）の導入によって事業を推進する考えはあるか。	<p>本協会が受諾している公園緑地以外の公園の除草や樹木剪定は、民間事業者に例年発注しています。【資料③参照】</p> <p>また、小規模な公園や緑地については、これらの公園等を含む地域の自治会などに自主的に管理をお願いする事業を平成25年度から展開しています。</p>
公益財団法人として、公共、公益性のある事業の更なる展開や専門性を高めていくための長期的な展望が必要と考えるが、その点について明確に示されたものはあるのか。無い場合は、中長期的な視点からの事業計画等について、どのように考え、どう見通しているのか。	<p>本協会の事業が都市公園等の除草、剪定作業、花壇づくり等、市における緑化を推進し、地域住民の快適な生活環境づくりに寄与することを目的としていることから、今後も「収支相償」の考えに基づき、事業を継続することを本協会は目標としています。</p> <p>なお、中長期的な視点からの本協会の事業計画については、市の緑化事業の在り方も含め、今後検討していく必要があると考えられます。</p> <p>※収支相償：公益法人が利益を内部に溜めずに、公益目的事業に充てるべき財源を最大限活用して、無償、格安でサービスを提供し、受益者に広げようとする考え方であり、公益法人が受けている税制優遇の重要な基礎となっている。</p>
行政運営の目的達成への貢献度（必要性・効果が財政負担を上回っているのかなど）の評価を導入すべきと考えるが、市の見解は。	<p>本協会は公益財団法人であり、財政効果を目的とした団体、事業ではないことから、評価を導入するには適さないと考えます。</p> <p>なお、令和2年度実績で検証すると、一般競争入札した場合は平均すると設計額の86.77%の金額で発注しているのに対し、本協会については設計額の66.68%の金額で業務委託しており、約20%・15,862,200円の財政効果が出ています。【資料③参照】</p>
公益財団法人はその財産を公益目的に使用しなければいけないという基本的な使命感があるなか、ボランティア的に活動する側面と公益財団法人となったことによる社会	<p>公益財団法人は「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律」に基づき設立された団体であり、その意味においては社会的責任を負うものと考えます。</p> <p>しかしながら、同時に、法律で定められた公益目的事業</p>

①外郭団体のあり方、事業の必要性について（続き）	
的責任とのバランスを中長期的にどう考えしていくのかが非常に大きな課題。現状では、極めて中途半端となっているのでは。	を行い、社会貢献することを目的とし、営利を目的とした団体ではないことから、ボランティア的な活動になるのは止むを得ないと考えます。

②緑化基金について	
論点・課題等	担当課見解
定款第4条第4号において、緑化基金の造成、管理・運用が規定されているが、地方自治法に基づき木津川市が条例を制定すべきではないか。	公園都市緑化協会は「公益財団法人」であり、地方自治法が定める団体ではないことから、条例を制定する必要はないと考えます。
基金をどのように管理・運用し、どのように地域緑化の推進と普及啓発に活用されているのか。	本協会では、市の出資金を基金として運用されています。なお、昨今の低金利状況により、受取利息は少額ではあるものの、本協会にとっては大事な収入源であることに変わりはありません。 現在は、基本財産、特定資産の運用利益として収益化しており、共通事業費用の一部として様々な地域緑化の推進と普及啓発の事業を推進しています。

③運営・財政状況について	
論点・課題等	担当課見解
定款第26条において、理事及び監事は無報酬とするが、常勤の理事に対しては報酬を支給することができると規定されているが、誰にいくら支払われているのか。職務に見合う対価となっているのか。	現在、常任の理事は1名であり、本協会の事務局長を兼務しています。令和2年度においては3,597,000円が支払われています。 常任理事への報酬額については、職務に見合う対価であると考えています。 (内訳) 給与 218,000円／月×12カ月=2,616,000円 賞与 年2回=981,000円 合計 3,597,000円
役員報酬が平成31年4月に引き上げられているが、その理由と額の算定根拠は。	本協会の職員給与は、嘱託職員給与として定期昇給、昇格もなく、長年同額でしたが、平成31年度（令和元年度）から正規職員として登用するに際し、本市職員の給与制度を基本とし、制度改革が行われたものです。

③運営・財政状況について（続き）

経常収益の99%が市からの公園樹木等維持管理業務委託料が占めており収益としてこれに過度に依存している状況では。更なる自主事業の拡大を図り、自主財源比率の向上を図るべきでは。	本協会の事業目的が都市公園の維持・管理業務が大きな柱となっており、経常収益が市から委託する公園緑地維持管理事業収益となることは、当然のことと思慮します。また、収益額は毎年度ほとんど変動がなく、同規模です。なお、本協会は「公益財団法人」であり、法律で定められた公益目的事業を行い、社会貢献することを目的とし、営利を目的としていないことから、現在のところ、定款を超える事業実施による自主財源比率の拡大を図ることは、「公益財団法人」の根本である「収支相償」の考え方と相反することから、事業拡大には慎重な立場です。
市からの委託された公園の維持管理等の作業は、緑化友の会会員によって実施されているようであるが、緑化協会と緑化友の会会員との関係性は。雇用形態、最低賃金との関係、ケガ等の労務災害補償など、具体的にどのような仕組みとなっているのか。適正な運営がなされているのか。	本協会と「緑化友の会」の関係ですが、本協会事務局が「緑化友の会」の事務局も務めています。しかしながら、本協会が直接的に「緑化友の会」の会員と雇用契約を締結しているものではなく、本協会が市から受託した事業を任意団体である「緑化友の会」に再委託していると言えます。 なお、会員に支払われる賃金については2,500円／半日・人と定められています。 また、怪我等の労務災害補償については、JAの「臨時作業傷害共済」に加入しています。 【資料④、⑤参照】

追加資料	①作業実施日数及び参加人数 ②外郭団体の概要 ③財政効果額について ④組織体制図 ⑤業務委託フロー図
------	--

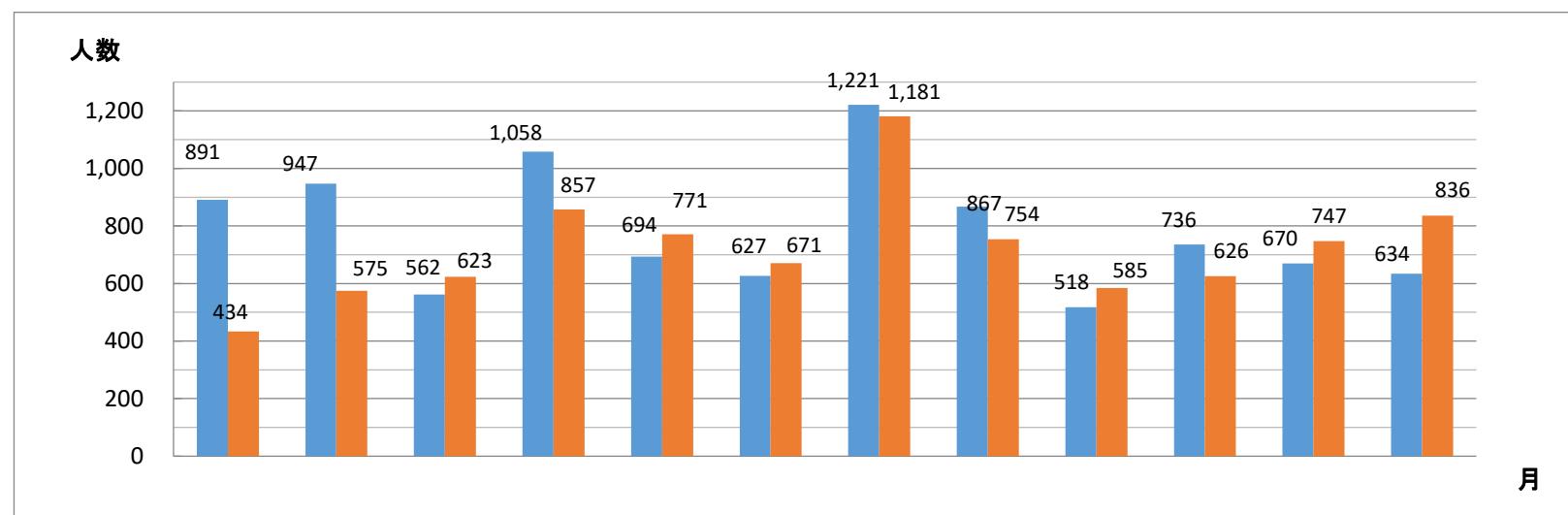
その他	• 収支は黒字が続いているとあるが、令和2年度の財務書類を確認すると赤字となっており、確認が必要。→新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動縮小により、維持管理業務委託料による収入が減少したため、結果的に赤字となりました。（例年は黒字）
-----	---

◎作業実施日数及び参加人数

* 延日数及び延人数

(R 2. 4 ~ R 3. 3)

月	トイレ清掃		除草・間伐作業等		堆肥化事業		花づくり他		合 計		令和元年度	
	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数
4月	8	134	2	142	7	149	9	9	26	434	35	891
5月	8	133	5	301	6	122	9	19	28	575	40	947
6月	9	151	10	331	14	127	11	14	44	623	38	562
7月	8	136	11	685	5	15	11	21	35	857	44	1,058
8月	9	153	5	376	17	218	11	24	42	771	33	694
9月	7	118	6	383	8	107	18	63	39	671	47	627
10月	9	152	12	942	8	46	16	41	45	1,181	48	1,221
11月	9	151	4	272	10	278	17	53	40	754	42	867
12月	8	134	4	276	7	101	16	74	35	585	37	518
1月	8	133	6	419	7	31	10	43	31	626	35	736
2月	8	136	11	530	3	4	14	77	36	747	46	670
3月	9	151	9	507	11	142	11	36	40	836	37	634
合計	100	1,682	85	5,164	103	1,340	153	474	441	8,660	482	9,425



■外郭団体の概要

	木津川市公園都市緑化協会	木津川市シルバー人材センター	木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団
旧 名 称	木津町公園都市緑化協会	木津町シルバー人材センター 加茂町シルバー人材センター 山城町シルバー人材センター	山城町公園緑化協会
概 要	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき設立され、都市公園等の清掃や民有地の緑化及び公園緑地整備による緑化保全を推進し、地域住民の快適な生活環境づくりに寄与した都市緑化事業を推進している公益財団法人	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立され、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に寄与することを目的とした公益社団法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき設立され、指定管理者としての収益のほか、緑化促進並びに文化スポーツ活動を主とした地域振興事業を推進している公益財団法人
所 在 地	木津川市木津神田2-1 (旧リサイクル研修ステーション内)	[本所] 木津川市木津神田2-1 (旧リサイクル研修ステーション内) [加茂支所] 木津川市南加茂台6丁目3番地 (加茂ふれあいセンター内) [山城支所] 木津川市山城町椿井北代100番地 (山城老人福祉センター内)	木津川市木津宮ノ内92番地 (中央交流会館内)
沿革	平成4年10月、財団法人木津町公園都市緑化協会設立、木津町が関西文化学術研究都市として発展し、あわせて都市整備公団(現:都市再生機構)による開発事業が進み、住宅開発に伴う都市整備とともに緑地公園が整備され木津町に移管されたことを受け、これら公園の維持管理を担ってきた。平成19年3月12日の3町合併に伴い、木津川市公園都市緑化協会へ名称を変更、公益法人制度改革により平成22年6月、公益財団法人へと移行、現在に至る。	平成12年木津町・加茂町シルバー人材センター設立、平成15年山城町シルバー人材センター設立、平成19年3月12日の3町合併に伴い平成19年8月加茂町・山城町シルバー人材センター解散、平成19年9月、木津町シルバー人材センターが存続センターとなり3町のシルバー人材センターを統合し、木津川市シルバー人材センターがスタート。平成23年4月に公益社団法人へと移行。現在に至る。	平成5年8月財団法人山城町公園緑化協会設立、都市公園(不動川公園・上狛東公園)及び山城総合文化センター、山城プール等の管理運営を行う。平成19年3月12日の3町合併に伴い平成21年度3月、現名称へと変更、平成25年に公益財団法人へと移行、現在に至る。 現在、木津川市中央交流会館及び西部交流会館の指定管理を受託している。

	木津川市公園都市緑化協会	木津川市シルバー人材センター	木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団
定款に定める目的	地域高齢者の健康増進、福祉増進を図り、実益を兼ねた有意義な生活リズムを保持するため、民有地の緑化及び公園緑地等の整備により緑地保全を促進し普及啓発等を行うことにより、木津川市における緑化を推進し、もって地域住民の快適な生活環境づくりに寄与することを目的とする。	定年退職者等の高年齢退職者(以下「高齢者」という。)の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の簡易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。)に係る就業機会を確保するとともに組織的に提供し、又、その就業を援助するとともに生きがいの充実及び社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。	公園緑地整備等による緑地保全を推進し、緑化思想の普及啓発、及び文化とスポーツの振興を図ることにより、木津川市における都市緑化の推進及び市民の体力を増進し、もって地域住民の快適な生活環境づくりに寄与することを目的とする。
定款に定める事業	(1)地域高齢者を活用し福祉増進のため、都市公園等の維持・管理業務の事業 (2)地域環境保全のため、雑草堆肥化に関する業務の事業 (3)イベント等の事業 (4)緑化基金の造成、管理・運用及び地域緑化に関する緑化推進及び普及啓発事業 (5)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	(1)臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保するとともに組織的に提供すること (2)臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと (3)高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと (4)高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の促進を図るために必要な事業を行うこと (5)高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと (6)その他センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと	(1)都市緑化基金の造成、管理及び運用 (2)文化とスポーツの推進事業 (3)地域団体等が行う緑化事業及び文化とスポーツ事業に対する助成及び協賛 (4)地域住民を活用した公園緑地整備 (5)都市緑化、緑地保全、公園緑地整備及び文化、スポーツを推進するための講演会、講習会、研究会、展示会等の開催 (6)都市公園及びこれらに類する施設、文化、スポーツ施設の管理運営 (7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業
市 所 管 部 局	建設部管理課	健康福祉部高齢介護課	教育部社会教育課

	木津川市公園都市緑化協会	木津川市シルバー人材センター	木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団
市が法人に対して求める役割等	既存緑地の保全、民有地の緑化の推進、緑化推進団体の育成、都市緑化思想の普及啓発等を行い、緑豊かな文化都市を創造し、地域住民の快適な生活環境づくりに貢献すること。	高齢者の就業機会の提供を行うことにより、高齢者の居場所の創設と高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実を図る。高齢者の活躍と共に地域社会の活性化につなげること。	主には、定款に定める文化活動及びスポーツ活動を通じた地域振興の推進を図るとともに、指定管理者として利用者にとって快適で利用しやすい適切な施設の管理運営を行うことにより、市民の文化・スポーツ活動を通じた地域交流の場として寄与すること。
出 資 金	3億円	—	3千万円
事 業 補 助 金	—	(令和2年度決算) 1,121万円	—

■木津町・加茂町・山城町合併協議会 合併協定項目協議結果

番号	協議内容	協議結果
協定項目第18	公共的団体等の取扱いについて	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編に努めるものとする。</p> <p>1 各町共通の団体については、新市的一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>2 <u>各町独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。</u></p>

※平成18年2月9日開催の木津町・加茂町・山城町合併協議会において提案、協議のうえ決定。

財政効果額について

緑化協会に委託した場合と民間業者に発注した場合、どれだけの財政効果があるのか

件名	設計額(円)	当初契約金額(円)	請負率(%)	業者
木津川台公園ほか公園・緑地等維持管理事業	78,969,000	52,659,200	66.68	公園都市緑化協会
		68,521,400	86.77	民間業者
財政効果額		15,862,200		

○参考 令和2年度 公園緑地維持管理費用

件名	設計額(円)	当初契約金額(円)	請負率(%)	最終契約金額(円)	業者
木津川台公園ほか公園・緑地等維持管理事業	78,969,000	52,659,200	66.68	47,850,000	公園都市緑化協会
木馬公園ほか公園等維持管理作業	22,267,300	15,588,100	70.00	15,588,100	シルバー人材センター
やすらぎ公園ほか公園等維持管理作業	9,375,300	6,567,000	70.05	6,567,000	シルバー人材センター
駅東公園ほか公園等維持管理作業	6,568,100	4,664,000	71.01	4,664,000	シルバー人材センター
さがらか山公園ほか除草及び剪定工事	5,391,100	4,657,400	86.39	4,800,400	民間業者
トンネル公園ほか除草及び剪定工事	7,091,700	6,146,800	86.68	5,941,000	民間業者
広芝公園ほか除草及び剪定工事	8,497,500	7,368,900	86.72	7,857,300	民間業者
山藍公園ほか除草及び剪定工事	11,341,000	9,845,000	86.81	10,024,300	民間業者
中門伝公園ほか除草及び剪定工事	7,316,100	6,331,600	86.54	7,168,700	民間業者
州見台七丁目府県界緑地ほか除草工事	12,182,500	10,605,100	87.05	10,561,100	民間業者
城山台1号緑地ほか除草工事	7,517,400	6,554,900	87.20	6,441,600	民間業者
市民自主管理活動(補助金額)		1,451,580		1,451,580	
合計	176,517,000	132,439,580		128,915,080	

平均請負率86.77%

番号	名称	種別
1	市坂公園	街区公園
2	第1宮ノ内公園	街区公園
3	第2宮ノ内公園	街区公園
4	瓦谷公園	街区公園
5	清水公園	街区公園
6	市役所南公園	街区公園
7	南垣外公園	街区公園
8	駅前公園	街区公園
9	第1サンプラザ公園	街区公園
10	第2サンプラザ公園	街区公園
11	第1宮の裏公園	街区公園
12	第2宮の裏公園	街区公園
13	第3宮の裏公園	街区公園
14	常盤公園	街区公園
15	三晃苑公園	街区公園
16	不二荘園公園	街区公園
17	千代田荘園公園	街区公園
18	第2千代田荘園公園	街区公園
19	南後背荘苑公園	街区公園
20	カバ公園	街区公園
21	汽車ぽっぽ公園	街区公園
22	ふれあい広場	広場公園
23	下川原公園	街区公園
24	下川原河川敷公園	街区公園
25	第3泉川公園	街区公園
26	城西公園	街区公園
27	神田公園	街区公園
28	南後背公園	街区公園
29	川原田公園	街区公園
30	ハケ坪公園	街区公園
31	さがらか山公園	街区公園
32	みはらし台公園	街区公園
33	まびさし公園	街区公園
34	ひだまり公園	街区公園
35	トンネル公園	街区公園
36	ふじだな公園	街区公園

番号	名称	種別
37	土師山公園	近隣公園
38	大里公園	近隣公園
39	音淨ヶ谷公園	近隣公園
40	石のカラト古墳緑地	都市緑地
41	兜谷公園	地区公園
42	音淨ヶ谷緑地	都市緑地
43	曾根山小緑地	都市緑地
44	曾根山大緑地	都市緑地
45	兜台2丁目府県界緑地	都市緑地
46	相楽台緑地	都市緑地
47	州見台7丁目府県界緑地	都市緑地
48	州見台1号緑地	都市緑地
49	州見台2号緑地	都市緑地
50	州見台3号緑地	都市緑地
51	州見台4号緑地	都市緑地
52	州見台5号緑地	都市緑地
53	州見台ふれあい西緑地	都市緑地
54	州見台ふれあい東緑地	都市緑地
55	州見台6号緑地	都市緑地
56	州見台7号緑地	都市緑地
57	州見台六丁目西府県界緑地	都市緑地
58	州見台六丁目東府県界緑地	都市緑地
59	相楽大徳公園	街区公園
60	城山台八丁目1号公園	街区公園
61	城山台八丁目2号公園	街区公園
62	梅美台1号緑地	都市緑地
63	梅美台ふれあい北緑地	都市緑地
64	梅美台ふれあい南緑地	都市緑地
65	梅美台2号緑地	都市緑地
66	梅美台3号緑地	都市緑地
67	梅美台4号緑地	都市緑地
68	梅美台5号緑地	都市緑地
69	梅谷瓦窯跡緑地	都市緑地
70	梅美台6号緑地	都市緑地
71	木津川台中央公園	街区公園
72	木馬公園	街区公園

番号	名称	種別
73	わんぱく公園	街区公園
74	どんぐり公園	街区公園
75	川舟公園	街区公園
76	うるおい公園	街区公園
77	ちびっこ公園	街区公園
78	やすらぎ公園	街区公園
79	こもれび公園	街区公園
80	ぽけっと公園	街区公園
81	なかよし公園	街区公園
82	木津川台公園	地区公園
83	木津川台1号緑地	都市緑地
84	木津川台2号緑地	都市緑地
85	木津川台3号緑地	都市緑地
86	木津川台4号緑地	都市緑地
87	木津川台5号緑地	都市緑地
88	木津川台6号緑地	都市緑地
89	橡公園	街区公園
90	山藍公園	街区公園
91	山吹公園	街区公園
92	唐棣公園	街区公園
93	茜公園	街区公園
94	紫公園	街区公園
95	紅公園	街区公園
96	黄葉公園	街区公園
97	青土公園	街区公園
98	桜花公園	街区公園
99	梅美台公園	近隣公園
100	上人ヶ平遺跡公園	近隣公園
101	州見台公園	近隣公園
102	木津駅西口公園	街区公園
103	城址公園	地区公園
104	城山台公園(大仏鉄道公園)	近隣公園
105	クルミ公園	街区公園
106	カリン公園	街区公園
107	エンジュ公園	街区公園
108	トチノキ公園	街区公園

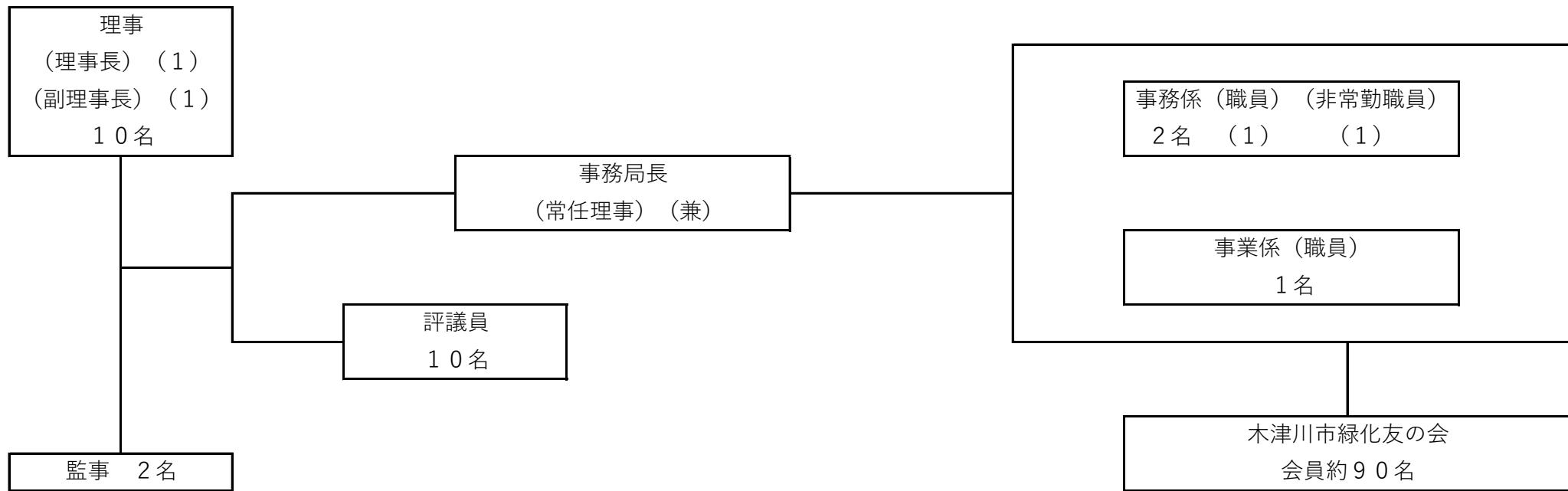
番号	名称	種別
109	エゴノキ公園	街区公園
110	オリーブ公園	街区公園
111	カエデ公園	街区公園
112	城山台1号緑地	都市緑地
113	城山台2号緑地	都市緑地
114	城山台3号緑地	都市緑地
115	城山台5号緑地	都市緑地
116	城山台6号緑地	都市緑地
117	城山台7号緑地	都市緑地
118	城山台8号緑地	都市緑地
119	城山台9号緑地	都市緑地
120	城山台10号緑地	都市緑地
121	城山台11号緑地	都市緑地
122	城山台12号緑地	都市緑地
123	城山台13号緑地	都市緑地
124	加茂公園	近隣公園
125	塚穴公園	近隣公園
126	大谷公園	街区公園
127	広芝公園	街区公園
128	野上公園	街区公園
129	熊谷公園	街区公園
130	西門公園	街区公園
131	四ツ岩公園	街区公園
132	東山公園	街区公園
133	中門伝公園	街区公園
134	渦公園	街区公園
135	唐岩公園	街区公園
136	ふるさと自然公園	近隣公園
137	須田公園	街区公園
138	井尻公園	街区公園
139	垣外公園	街区公園
140	駅東公園	広場公園
141	兎並緑地	緑道
142	新川緑地	緑道
143	西大間田公園	街区公園
144	小谷公園	街区公園

番号	名称	種別
145	不動川公園	地区公園
146	棚倉駅西1号公園	街区公園
147	棚倉駅西2号公園	街区公園
148	なでしこ公園	街区公園
149	やすらぎ公園	街区公園
150	椿井南公園	街区公園
151	上狛駅東公園	街区公園
152	中川原公園	街区公園
153	出垣外公園	街区公園
154	上狛南部公園	街区公園

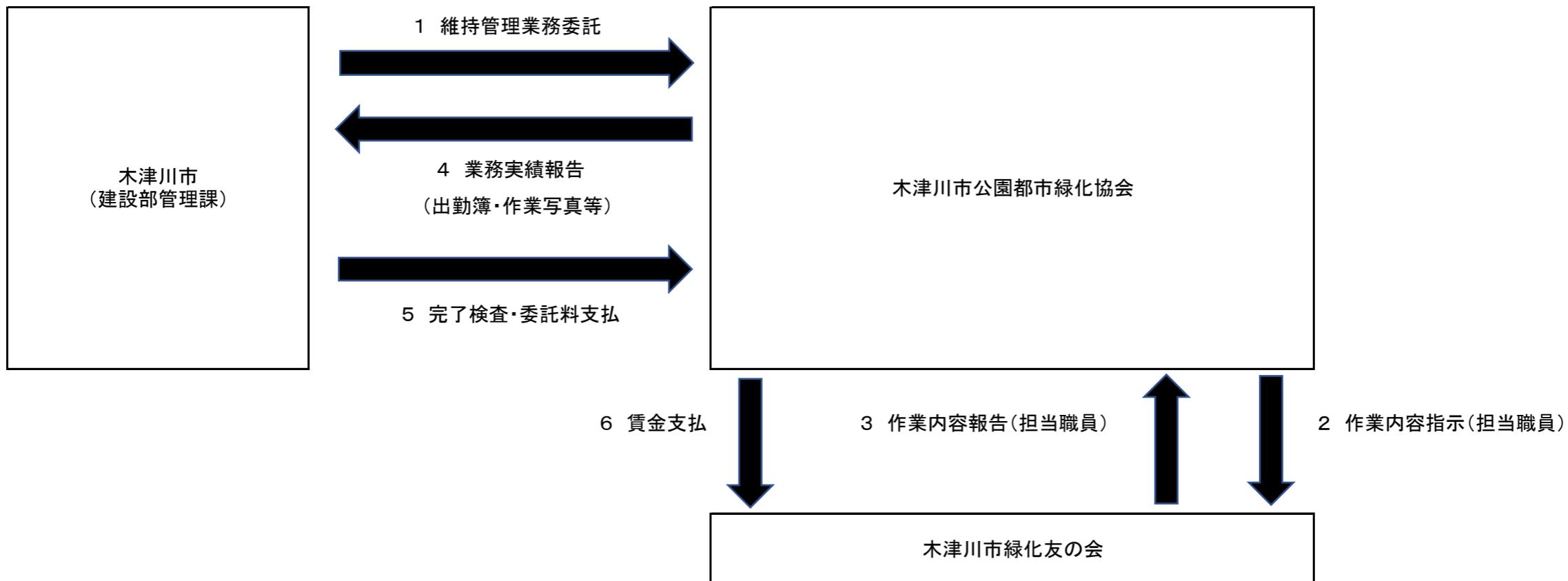
緑化協会管理施設 154施設中12施設



公益財団法人 木津川市公園都市緑化協会 機構組織図



業務委託フロー図



「第3次行財政改革行動計画」令和3年度外部評価調査票

項目No	65 外郭団体の見直し（公園都市緑化協会）			
項目名	市内の緑化推進を図るため、木津川市公園都市緑化協会の事業内容を精査し、今後の方向性・改善案を検討します。			
項目設定年度／区分	H30 設定／□検討	所管部局	建設部 管理課	

【評価・財政効果等の動き】

	H30	R1（H31）	R2	R3	R4
検討年度	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
評価	S：特に良好に進捗 A：良好に進捗 B：概ね進捗 C：進捗に課題あり				
	B	B	B		
主な指標等					
効果額（千円）					
目標					

【取組み実績・特記事項】

H30	緑化協会の理事及び評議員として参画し、事業内容を精査し、健全運営に向けた指導等を行った。
R1	前年度に引き続き協会理事及び評議員として参画し、定款に沿った事業内容となるよう指導等を行った。
R2	前年度に引き続き協会理事及び評議員として参画し、定款に沿った事業内容となるよう指導等を行った。

【調査事項①】

○本年度（前年度実績）の評価（定性・定量）を判断した主な理由

（定性評価の進捗度）

令和2年度については、新型コロナウィルス感染症拡大に伴う活動縮小により、維持管理業務量による収入が減少したため、結果的に赤字となっているが、例年、収支については黒字が続いていることから、団体の経営状況も良好であることから、概ね進捗していると判断した。

（定量評価の達成度）

○昨年度までの取組実績を踏まえた、本年度以降の取組み方針

外郭団体の理事、及び評議員として事業内容の精査を行うことにより、今後も健全な運営に向けた指導監督を行っていく。

※C評価の場合のみ記載

○C評価となった理由と今後の取組方針、具体的なスケジュール等

【調査事項②】

○有効性（項目内容を達成できたか。その内容は有効であるか。）

イベント等における花の種、腐葉土の配布を行うことにより、市民の方々の緑化に対する意識の向上に努めたことから、その取り組みは有効であった。

○効率性（費用対効果は。）

※項目達成による財政効果や事務負担の軽減と、見直し後の将来的な見通しなどを踏まえて記載。

財政効果を目的とした団体、事業ではない（公益財団法人）。

都市公園等の除草、剪定作業、花壇づくり等を通じて、市における緑化を促進し、地域住民の快適な生活環境づくりに寄与することを事業目的としている。

○市民満足度（「結果（内容）」は市民にとって望ましいものか。）

きれいに管理された公園で、市民の方々が余暇を過ごしており、満足していただいている。

○適切なプロセス（手順等は適切であったか。）

※検討開始～項目達成までの主な手続きを時系列（箇条書き）に記載。

○公園都市緑化協会の業務内容を広報誌やホームページに掲載し、幅広く周知を行った。

○緑化友の会の業務内容を記載した会員募集チラシをイベント等で配布した。

平成十八年法律第四十九号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。
- 二 公益財団法人 第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。
- 三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。 A(主たる事業) B(不特定多数)
- 四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表（第二条関係）A

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業 ←申請項目:公園都市緑化協会・シルバー人材センター
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業 ←申請項目:シルバー人材センター
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業 ←申請項目:公園都市緑化協会
緑と文化スポーツ振興事業団
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業 ←申請項目:公園都市緑化協会・シルバー人材センター
公園都市緑化協会・シルバー人材センター
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

公益目的事業か否かについては(A+Bで判断)
認定基準への適合性を公益認定委員会で審査

B(参考)

★「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の認定項目

- (1)検査検定、(2)資格付与、(3)講座、セミナー、育成、(4)体験活動等、(5)相談、助言
- (6)調査、資料収集、(7)技術開発、研究開発、(8)キャンペーン、〇〇月間、(9)展示会、〇〇ショー
- (10)博物館等の展示、(11)施設の貸与、(12)資金貸付、債務保証等、(13)助成(応募型)、
- (14)表彰、コンクール、(15)競技会、(16)自主公演、(17)主催公演

■外郭団体の概要

	木津川市公園都市緑化協会	木津川市シルバー人材センター	木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団
旧 名 称	木津町公園都市緑化協会	木津町シルバー人材センター 加茂町シルバー人材センター 山城町シルバー人材センター	山城町公園緑化協会
概 要	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき設立され、都市公園等の清掃や民有地の緑化及び公園緑地整備による緑化保全を推進し、地域住民の快適な生活環境づくりに寄与した都市緑化事業を推進している公益財団法人	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立され、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に寄与することを目的とした公益社団法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき設立され、指定管理者としての収益のほか、緑化促進並びに文化スポーツ活動を主とした地域振興事業を推進している公益財団法人
所 在 地	木津川市木津神田2-1 (旧リサイクル研修ステーション内)	[本所] 木津川市木津神田2-1 (旧リサイクル研修ステーション内) [加茂支所] 木津川市南加茂台6丁目3番地 (加茂ふれあいセンター内) [山城支所] 木津川市山城町椿井北代100番地 (山城老人福祉センター内)	木津川市木津宮ノ内92番地 (中央交流会館内)
沿 革	平成4年10月、財団法人木津町公園都市緑化協会設立、木津町が関西文化学術研究都市として発展し、あわせて都市整備公団(現:都市再生機構)による開発事業が進み、住宅開発に伴う都市整備とともに緑地公園が整備され木津町に移管されたことを受け、これら公園の維持管理を担ってきた。平成19年3月12日の3町合併に伴い、木津川市公園都市緑化協会へ名称を変更、公益法人制度改革により平成22年6月、公益財団法人へと移行、現在に至る。	平成12年木津町・加茂町シルバー人材センター設立、平成15年山城町シルバー人材センター設立、平成19年3月12日の3町合併に伴い平成19年8月加茂町・山城町シルバー人材センター解散、平成19年9月、木津町シルバー人材センターが存続センターとなり3町のシルバー人材センターを統合し、木津川市シルバー人材センターがスタート。平成23年4月に公益社団法人へと移行。現在に至る。	平成5年8月財団法人山城町公園緑化協会設立、都市公園(不動川公園・上狛東公園)及び山城総合文化センター、山城プール等の管理運営を行う。平成19年3月12日の3町合併に伴い平成21年度3月、現名称へと変更、平成25年に公益財団法人へと移行、現在に至る。 現在、木津川市中央交流会館及び西部交流会館の指定管理を受託している。
公益法人移行認定時の 主たる事業目的	4号 高齢者の福祉の増進を目的とする事業 16号 地球環境の保全又は自然環境の保護及び 整備を目的とする事業 19号 地域社会の健全な発展を目的とする事業	4号 高齢者の福祉の増進を目的とする事業 5号 勤労意欲のある者に対する就労の支援を 目的とする事業 19号 地域社会の健全な発展を目的とする事業	16号 地球環境の保全又は自然環境の保護及び 整備を目的とする事業 19号 地域社会の健全な発展を目的とする事業

収支相償の概要

公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること(認定法第5条6号)

(以下、「収支相償」)

↑公益目的事業収入は全て適切に使用すること(公益目的の範囲から逸脱してはいけない)

公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない(認定法第14条)

1. 公益目的事業は、不特定多数の者の利益の増進に寄与すべきものであるから、これに充てるべき財源を最大限に活用して無対価又は低廉な対価を設定し、受益の範囲を可能な限り拡大することが求められているが、その確保を目的とする。
2. 「公益法人は、単年度で黒字を出してはならない」ということではなくて、この条項で求められているのは、中・長期的に見て、公益目的事業に係る収入が、すべて公益目的事業に使われることである(FAQ問V-2-③)。

⇒ 単年度の収益一費用が「黒字」となる場合の対応

1. 「黒字」を計画的に積立てて、使用する仕組み(特定費用準備資金・資産取得資金)
2. 用途が指定された寄附金等について、会計上、特別に取扱う仕組み(指定正味財産)
3. 定期提出書類に「今後の剩余金の扱い」の記載欄

公益法人の「収支相償」について

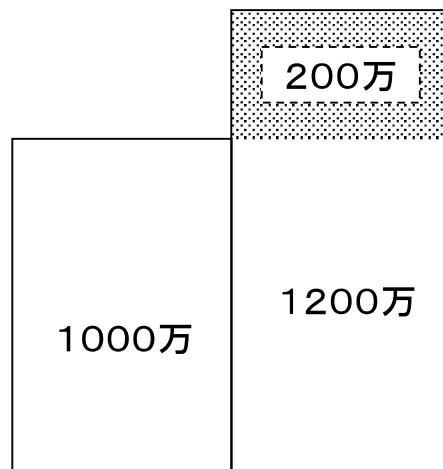
- 公益法人が利益を内部に溜めずに、公益目的事業に充てるべき財源を最大限活用して、無償・格安でサービスを提供し、受益者を広げようとするものです。
- 公益法人が受けている税制優遇の重要な基礎となっています。

収支相償の例

(注) 収支相償の判断は、事業単位（第一段階）と全体（第二段階）の2つが必要（事業がひとつの場合には第二段階からの判定）。下記は、第二段階で判断する場合の例示です。

【収益<費用】の場合

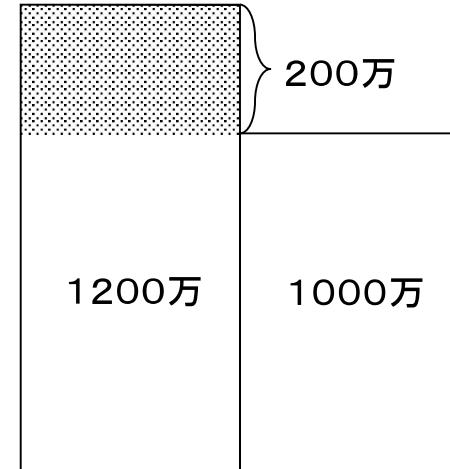
収支相償を満たしている。



収益
〔公益目的事業会計〕
費用

【収益>費用】の場合

このままでは収支相償を満たしていない。



収益
〔公益目的事業会計〕
費用

各事業年度の計算書類等に基づいて、収支の均衡を判定しますが、左記の場合であっても、以下の対応例により、中長期的に収支が均衡することが確認されれば、収支相償を満たすものとされます。必ず翌年度までに無理に費消しなければならないというものではありません。解消計画をじっくり検討していただき、翌々年度に解消することも可能です。

【対応例】

・特定費用準備資金の積立

ex. 将来の公益目的事業の拡大

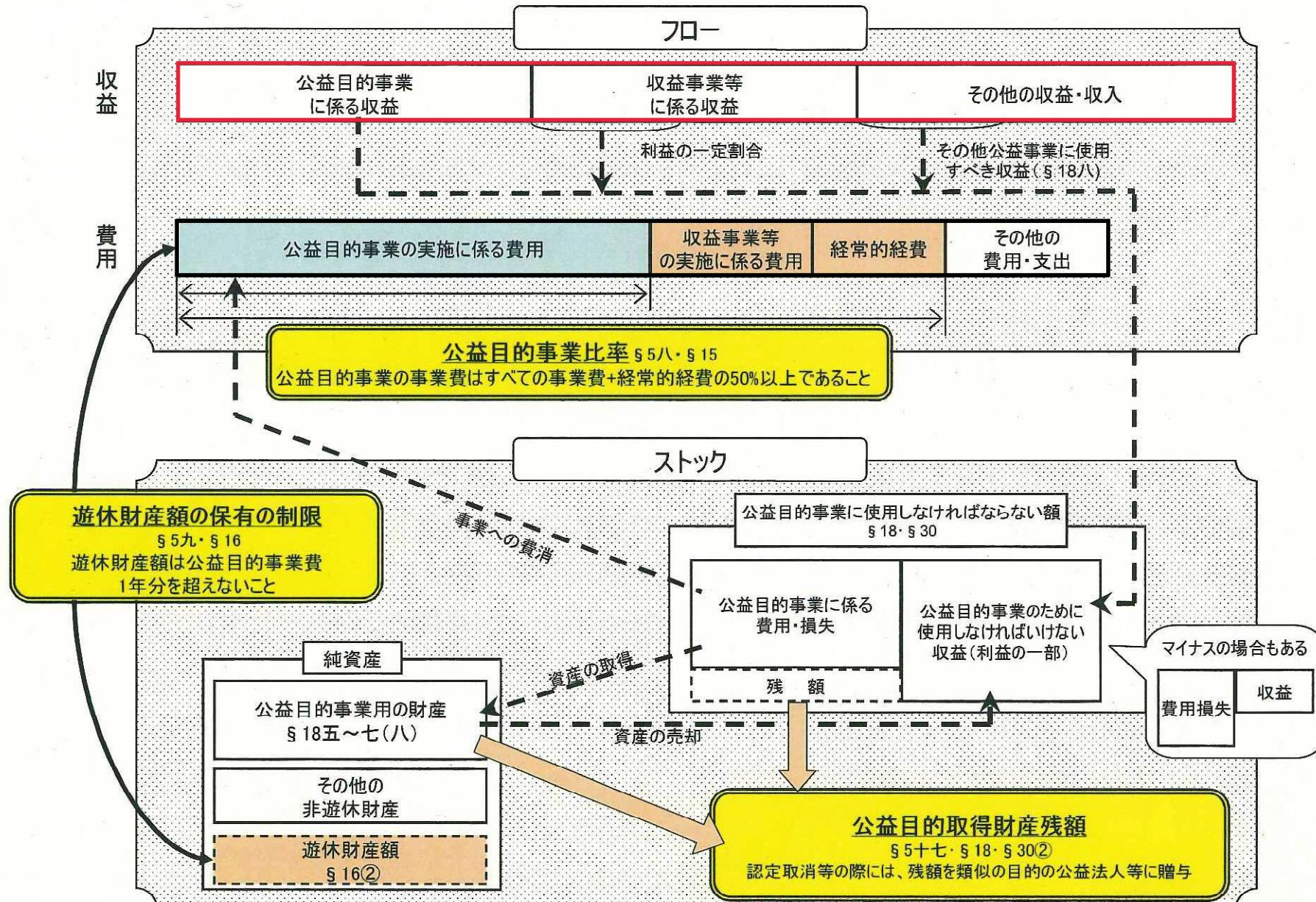
・資産取得資金の積立

ex. 公益目的に使用する建物の修繕積立金

・当期の公益目的保有財産の取得

ex. 公益目的に使用する什器備品
(例: 医療機器) の購入 等

内閣府令が関係する財務関係の主な認定基準



令和3年度外部評価 論点・課題整理

項目名：No.73 放課後児童クラブの運営方法の検討（所管部局：教育部 学校教育課）

論 点	①現状と課題について ②指導員の処遇について ③運営のあり方について ④受益者負担額のあり方について
-----	---

①現状と課題について	
論点・課題等	担当課見解
第2期木津川市子ども・子育て支援事業計画において「育てよう未来にはばたくこどもたち～子育て支援 NO.1 のまちを築こう～」が基本理念として掲げられている中、今後、放課後児童クラブが目指す姿と、そこに向けた方針と具体的な取組みは。	本市では、共働き家庭の増加等による保育ニーズの増加に対応するため、必要な施設整備や人員確保に努めてきました。今後も、令和元年度以来実現している「待機児童数〇」を継続し、子育てをしている世帯の安定的な就労を支援します。
放課後児童クラブの運営方法の検討体制は。	所管部署である学校教育課において検討を行い、「木津川市子ども・子育て会議」を経て、市の意思決定機関である政策会議に諮ることとなります。
幼稚園、保育所や学校との情報共有や連携は。また、地域との連携・協力体制は十分に構築され機能しているか。	<p>小学校との情報共有は日常的に行っており、日々の下校時間や行事を把握し、適切な開所に努めているほか、配慮をする児童については、指導員と担任が連携を取って情報共有を行っています。</p> <p>配慮をする児童等については、新年度を迎える前に幼稚園や保育所と連携し、情報共有を行っており、適切な保育が実施できるようにしています。</p> <p>また、令和2年度からは児童クラブを担当する指導主事が配置され、小学校と児童クラブとの連携を強化しており、新型コロナウイルス感染症対策として特別教室を放課後に借用する場合等の手続きがスムーズに行えている状況です。</p> <p>地域との連携については、地域の見守りボランティアのもと、校区在住の小学生であれば誰でも参加できる「放課後子ども教室」への参加を通じて、児童クラブに属していない児童との交流や、様々な遊びの体験をしています。</p> <p>なお、令和2年度当初の臨時休校時には、休校となつた小学校に代わり、児童クラブを午前中から開所する必要が生じましたが、このような時にも幼稚園、保育園、</p>

①現状と課題について（続き）	
	<p>小学校の職員が児童クラブ業務を補助し、開所体制を確保しました。</p>
木津川市の放課後児童クラブのサービスは、全国的にみて、また京都府下においてどのような水準となっているのか。	<p>全国的には、厚生労働省指針に基づき、年間250日以上開所し、そのうち約57%の児童クラブが18時30分を超えて開所している状況です。</p> <p>京都府内の各市の状況をみると、京都市を含む15団体全てで小学校の放課後から開所し、年間250日以上の開所となっています。長期休みにおける開所時間については12市が午前8時以前より開所となっています。また、本市を含む5市が19時まで開所している状況ですが、19時を超えて開所している団体はありません。</p> <p>京都府南部の町村を含む11団体の状況をみると、お盆休み等の有無により若干の増減はありますが、全ての団体において年間250日以上の開所となっています。開所時間については、5団体が19時まで開所し、19時を超える開所時間を設定している団体はありませんでした。また、夏休み等長期休み期間については、9団体が午前8時以前より開所し、5団体が19時までの開所を行っています。</p> <p>一方、本市においては、他団体で設定されている年度初めの閉所日や、いわゆるお盆休みを設定しておらず、原則として日曜日、祝日、年末年始を除く日には開所しており、令和2年度実績では年間293日の開所となりました。また、開所時間についても夏休み期間等は午前8時から午後7時まで11時間開所しています。これは、府下の市における平均開所時間10.6時間、京都府南部の市町村の平均開所時間10.59時間を上回っている状況です。</p>

（参考）

- 厚生労働省子ども家庭局長名で発出されている「放課後児童健全育成事業」の実施について（概要）
 - ・支援の単位の児童数は概ね40人以下
 - ・放課後児童支援員の数は、一支援の単位当たり2名（うち1名は補助員で可）
 - ・年間250日以上開所すること
 - ・開所時間は、学校休業日は8時間以上、休業日以外は3時間以上とすること。
 - ・専用区画（児童の遊び、生活、静養のための区画）は児童一人当たりおおむね1.65m²以上であること

①現状と課題について（続き）

	<p>●全国児童クラブ開所時間の状況（厚労省 HP 抜粋）</p> <p>18時半を超えて開所しているクラブ数 〔平日〕15,386か所（57.8%＊）</p> <p>（＊）平日に開所しているクラブ数26,613か所）に占める割合 〔長期休暇等〕14,866か所（56.2%＊）</p> <p>（＊）長期休暇等に開所しているクラブ数（26,442か所）に占める割合 (参考) 18時半を超えて開所しているクラブの登録児童数 〔平日〕795,759人（60.7%＊）</p> <p>〔長期休暇等〕773,253人（59.0%＊）</p> <p>（＊）全登録児童数（1,311,008人）に占める割合</p> <p>【府下近隣の詳細は資料①参照】</p>
利用者ニーズをどのように把握・分析しているのか。現状においてニーズの高い内容は。	<p>現在のところ、児童クラブ利用者に特化したアンケート調査は実施しておりませんが、「第2期木津川市子ども・子育て支援事業計画」（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）の策定に向けて、子育て家庭の生活状況や市の施策に対する意見・要望について把握するため、未就学児及び小学生の保護者を対象に「木津川市子育て支援に関するアンケート」を実施しました。</p> <p>また、年1回程度、保護者会等を通じて児童クラブ毎の要望を受けており、各児童クラブ合わせた対応を行っています。要望内容としては、施設の老朽化や危険個所への対応に関する内容が多い状況です。</p> <p>【資料②参照】</p> <p>●「木津川市子育て支援に関するアンケート」での要望事項（一部抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none">・受入れ人数の拡大・長期休業中のみの受入れをして欲しい・開所時間の延長・給食の提供・働きたいが、児童クラブへ入れる保障がないと、働き先を見つけられない
児童クラブの年間運営経費は。また一般財源負担額、児童一人あたりのコストは。	放課後児童クラブの年間運営経費は、令和2年度実績で約2億864万円に対し、利用者からの使用料収入が約6千228万円のほか、「子ども・子育て支援交付金」を主とする国・府の補助金が約1億4千75万円、

①現状と課題について（続き）

	<p>一般財源約478万5千円をもって運営を行っているところです。</p> <p>なお、児童1人あたりのコストとしては、年間16万6千円（民間児童クラブへの補助金を除く経常経費）となります。【資料③参照】</p>
<p>指定管理者へ移行した場合、現行の直営方式と比較して1億6,000万円程度のコスト増となることであるが、直営と同等の運営方法（人員体制、開設時間等）を前提とした内容による比較か。それとも民間事業者の運営ノウハウなどが考慮された内容によるものか。どのような条件で見積書を徴取し比較したのか。内容を具体的に示されたい。</p>	<p>民間事業者からの見積徴取にあたっては、利用者のサービス低下に繋がるような条件は含まず、民間事業者のノウハウを活かせる内容については積極的に取り入れることとしました。</p> <p>また、直営方式から指定管理方式へと移行する場合には、指導員の確保が重要な課題であり、スムーズな移行のためにも現行の人員を引き続き雇用することが望ましいことから、給与面において、当時導入が決定していた会計年度任用職員制度を下回らないことを条件としました。</p> <p>併せて、「主任・副主任」制度を導入し、指揮命令系統を明確化し、待遇面でも差異を設けることについても見積に含んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●見積徴取にあたり現状維持としたもの <ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ設置数（単位数） ・1教室の定員数 ・各児童クラブの児童出席率（H30実績） ・受入障害児数（推定人数） ・嘱託職員（現主任指導員）配置数 ・臨時職員（現指導（補助）員）配置数 ・開所時間 ・年間開所日数 ●見積徴取にあたり、新規要望を行ったもの <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与体系（当時導入が決定していた会計年度任用職員制度同等以上の待遇とすること） ・保育における新たな遊び（スポーツおにごっこ等）の提案 <ul style="list-style-type: none"> ・指導員に対する研修の充実 ・クリスマス会等既設イベントの充実 <p>※教材代の更なる増額が必要との回答あり</p>

①現状と課題について（続き）

●事業者より提案があり、見積に含んだもの
・児童クラブ業務管理社員の市内常駐（見積上は「業務管理料」として計上）
・嘱託職員に主任・副主任制度を導入、職責に応じた給与体系とする

●見積に含んでいないもの
・各児童クラブ光熱水費
・民間児童クラブ補助金
・施設建設費用
・施設設備品購入費用
・大規模修繕費用

●直営よりもコストが増となった要因

コスト増となった大きな要因として各児童クラブ指導員の人事費が、直営と比較して約9千900万円増加しています。これは、主任・副主任制度導入に伴う待遇の改善に伴う人件費増や、障害児加配指導員について、配慮を要する児童に合わせて手厚く配置を行った場合の人件費が加味されていることが原因と思われます。

次に、業務管理料が約4千万円計上されていますが、こちらは民間事業者が事業を受託して得ることが出来る粗利部分となっています。その他には、職員の教育費用や児童の教材費、雑費等で2,100万円程度が計上されており、総額で約1億6千万円の差異となります。（事務局人件費を考慮しても1億4千900万円程度の差異）

一部の教育費（研修費）を除くと、直営では計上していない経費となり、全体的なコスト増につながっているものと思われます。

民間事業者のノウハウを活かすためには一定のコスト増は避けられないことは理解できるものの、いったんコストが増加すると恒常的なコスト増へ繋がることから、指定管理者制度導入等について慎重な検討が必要と考えられます。【資料④参照】

児童クラブは保育園と違い校区に依存し、保護者が校区外の児童クラブを基本的に選択できないため、特定又は一部の小学校区

民間活力導入にあたっての最大の課題は、コストの増加は最小限としながらサービス向上を図り、いかに保護者の理解を得ることができるかということである

①現状と課題について（続き）

の児童クラブのみを民営化することは公平・公正なサービスの提供の観点から困難であると考えられることから、市内すべての児童クラブを一括して行わざるを得ないと資料1の5ページ（通し9ページ）（5）木津川市特有の条件で述べられているが、児童クラブは、全国的に見ても小学校区を単位として学校の余裕教室（7,623箇所、28.6%）や敷地内（6,652箇所、25.0%）で開設されており、また民間事業者による運営（公立民営12,742箇所、47.9%）が、公立公営（8,103箇所、30.4%）を上回っているとの調査結果がある。【厚生労働省調査：令和2年度放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和2年7月1日現在）による】

こうした結果も踏まえる中で、木津川市において民間活力導入検討にあたっての最大の課題は。

と考えます。

保護者の理解を得るためにには、民間活力導入のメリットやデメリットについて丁寧に説明する必要がありますが、本市で保育所民営化に先立ち実施されたパブリックコメントには、約100件の意見が寄せられ、内容の大半は民営化への反対意見でした。児童クラブ業務においては、具体的な業務委託や指定管理についての提案を行っておらず、パブリックコメントの実施はしておりませんが、十分な説明を行う必要があると想定されます。

特に、民間活力導入にあたって期待されることの一つがサービスの向上となりますが、開所時間や年間開所日数等についてはすでに京都府下の平均を上回っている状況であり、他の要素でのサービス向上を検討する必要があります。

また、全国的には公設民営の児童クラブが増加傾向にあるものの、京都府下では依然として公設公営方式が主流となっています。近年、本市と同じく子育て世帯の増加が著しい京田辺市において、1単位の民間委託が実現しているほかは目立った動きがない状態です。

一方、国の「新放課後子ども総合プラン」や、本市「子ども・子育て支援事業計画」では、各小学校区単位での放課後児童クラブ設置がうたわれており、原則として小学校区ごとに設置することとしています。

保護者による送迎を前提とし、校区に依存しない入所が可能な保育園とは違い、原則として小学校区に依存する児童クラブについては、児童が属する校区に関わらず均一なサービス提供が望ましいと考えられます。

本市においては、「学校の在り方検討委員会」を設置し、将来的な学校の在り方についても検討していくこととしており、児童クラブの統廃合や、集約保育についても、小学校の在り方と併せて検討していく必要があると考えられます。

保育所民営化等実施計画のように年次計画で段階的に進めることも検討の余地があるのではと考えるが、市の見解は。

検討の余地はあると考えられます。

①現状と課題について（続き）

市内の民間こども園で対象児童を受け入れているようであるが、公立公営との違いは。また民間こども園での受け入れを拡大する予定はあるか。	<p>市内民間児童クラブは、開所時間が公立と比して長い傾向があるほか、一部クラブにおいては、長期休暇期間中に給食を提供していることが特徴的です。また、民間児童クラブ入会者の大多数が、同法人内のかども園卒園者で占められていることも大きな特徴となっています。</p> <p>市内の民間事業者については、全て社会福祉法人（認定こども園）となっており、こども園の同一敷地内でこども園と児童クラブを両立する必要があります。限られた敷地内で児童クラブの受入れ定員を増加させると、運営母体であるこども園の受入れ定員が減少することとなるため、各法人とも積極的には児童クラブの定員を増加させられない状況です。</p>
社会福祉法人、公益社団法人、NPO等、地域における担い手はどの程度存在するのか。	<p>現在のところ、市内民間児童クラブは全て社会福祉法人（認定こども園）となっていますが、潜在的にどのような担い手が存在するのかは把握できていません。</p> <p>他市町村においては、学校法人やNPO法人、宗教法人、保護者会等が実施しているところもあります。</p>
指定管理や業務委託などによって民間事業者が持つノウハウを活用することでサービス水準、つまりは質の向上につながることは、他団体の事例からもメリットが見込まれるため、一概にコスト面だけで適否を判断するのではなく、子育て支援NO.1の推進と業務効率化とのバランスを見極めながら、放課後児童の健全育成に資するよう検討を進めるべきと考えるが、市の見解は。	<p>当初、指定管理者制度の導入については、コストダウンを最大の目的として検討していたため、コスト面のみに着目をすると目的を達成できないため、導入を見送った経過があります。</p> <p>一方、民間事業者が蓄積してきたノウハウについては活用の価値が十分にあると考えられるため、指定管理者制度以外の手法についても継続して検討を行っているところです。</p>
今後のスケジュール（予定）では、課題整理が行われている段階にあると考えるが、進捗状況は。	<p>直営による児童クラブ運営において、更なる効率化を進めるため、固定経費（電話料金等）の見直しや、事務効率化のためのICT化の準備を行っている状況です。</p> <p>また、令和元年度に徴取した見積業者とは別の業者からも見積徴取を行い、より効率的な運営方法の検討を行っています。</p>

②指導員の処遇について	
論点・課題等	担当課見解
<p>ローテーションによる不定期なシフトや夏休みなど勤務の自由度が低く、短時間勤務で安定した収入が得られないなどの課題から人材確保が困難な状況にあると考える。例えば運営責任者となる指導員は、放課後だけでなく午前中に事務処理を行ってもらうなど、フルタイムの雇用契約とすることで、人材確保に繋がるのでは。</p>	<p>午前中からの求人を行えば、求人対象が拡大し、これまで待遇面等で応募をためらっていた人も応募が可能となり、人材確保につながる可能性は高いと考えられます。</p> <p>一方、児童クラブ業務における事務処理量についても考慮する必要があります。児童クラブにおける事務処理の多く（当月の延長利用料集計、次月のシフト作成等）は月末に集中しますが、他の時期に行う事務について検討が必要です。</p> <p>また、午前勤務者の規模、勤務場所（児童クラブ勤務とするのか、市役所本庁勤務とするのか）についても検討を行う必要があります。</p>
<p>児童クラブは複数学年の児童が混在し、大人数の割には支援員が必要最低限であり、児童・支援員ともに負担が大きい状況ではないか。</p>	<p>通常の児童の見守りだけでなく、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための消毒作業等も増加し、職員の負担感は相応にあると思われますが、国基準を上回る支援員の配置を行って負担軽減に努めており、児童にとっても常に複数の見守り体制がある状態としています。</p> <p>国ガイドラインでは、1支援の単位当たり2名の支援員を置くこととし、うち1名については補助員で良いとされていますが、最も児童数が少ない恭仁児童クラブであっても2名の主任指導員（支援員資格保持者）を配置しているほか、他の児童クラブにおいても児童数に応じた支援員を各児童クラブに配置している状況です。</p> <p>また、本市では主任指導員以外にも指導員（教員免許等有資格アルバイト）と、指導補助員（無資格アルバイト）を配置していますが、積極的に放課後児童支援員資格取得を推奨し、研修への派遣を行っており、今後も放課後児童支援員の増員を継続する計画です。</p>
<p>厚生労働省の「放課後児童クラブ運営指針」によると、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を配置し、うち1名は補助員に変えることができるとされており、2職種で運営されているのが通例と考えるが、木津川市では主任指導員・指導員・指導補助員の3分類で業務分担を規定</p>	<p>本市においても放課後児童支援員と補助員という2職種で運営を行っていますが、令和2年度に導入された会計年度任用職員制度に合わせた給与体系を構築するにあたり、3職種として整理を行ったものです。（主任指導員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員資格保有者 ・月給制、賞与、昇給あり

②指導員の処遇について（続き）

している理由はなにか。【「No.15会計年度
任用職員の導入」と共通】

- ・児童クラブでの見守り業務に加えて、総括的業務を担当
(指導員)
 - ・保育士等有資格者の時給制アルバイト（週5日勤務者のみ月給制、賞与、昇給あり）
 - ・指導員のうち、研修修了者については放課後児童支援員となる
 - ・児童クラブでの見守り業務に従事
(指導補助員)
 - ・保育士等資格を有しないアルバイト（時給制）
 - ・児童クラブでの見守り業務に従事

③運営のあり方について

論点・課題等	担当課見解
子育て支援として、一律に開所時間を延長しているが、他方では、こどもを長時間預けることを助長することが懸念される。延長料金を30分毎でなく5分単位にするなど、可能な限り児童を早く迎えに来ていたくことを基本的な姿勢・考え方にすることも必要ではないか。	<p>児童クラブは、就労等により保護者が昼間不在である家庭の児童を預かる施設であるため、保護者が一人でも休みの場合には、自宅での保育を呼び掛けているほか、保護者の終業後は、速やかにお迎えに来て頂くよう周知を図っています。</p> <p>なお、延長利用料金については、保護者が児童クラブでタイムカードを打刻し、1か月分を集計し、翌月に請求をしています。現在、30分100円の料金設定としておりますが、これを5分単位とすると料金体系が細かくなり、事務も大幅に煩雑化することから5分単位への変更は望ましくないと考えます。</p>
厚生労働省の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、一支援単位を構成する児童数を概ね40人以下とするなど基準が示されているが、木津川市が独自で設けている基準はあるのか。	本市の児童クラブ運営基準である「木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」も厚生労働省の基準に準じた内容となっており、本市独自の基準はありません。
児童の安全対策の一環として、保護者に入退所情報をメールで伝える出退所システムを導入しているか。してない場合、導入予定はあるか。	現在のところ出退所システムは導入していませんが、児童クラブのICT化を推進しているところであります、基盤となるネットワーク環境が整備され次第、様々なシステム導入についても検討を行いたいと思います。

④受益者負担額のあり方について	
論点整理	担当課見解
総コストに対する受益者負担額の割合は。	<p>令和2年度決算額ベースでは、受益者負担額は総コストに対して約30%となっています。（民間児童クラブ関連経費、建設経費を除く）</p>
<p>放課後児童クラブを利用していた際の感覚として、非常に安価な料金設定であり、コストの見直しに加えて料金の見直しが必要と考える。見直しの必要性を具体的に議論するにあたり現状のコストと使用料の金額を示されたい。</p> <p>また、木津川市使用料・手数料等に関する基本方針が定められているが、その中で受益者負担割合をどの程度に設定しているのか。加えて、今後、基本方針に照らして見直すことを予定しているのか。</p>	<p>令和2年度決算における総コスト（投資的経費を除く）としては、約2億864万円となっています。また使用料としては、児童1人につき月額6,000円、2人目以降は、児童1人につき月額3,000円となっており、令和2年度における使用料収入としては、約6,228万円（過年度分24万6千円含む。）となっています。</p> <p>なお、児童1人あたりのコストとしては、年間16万6千円（民間児童クラブへの補助金を除く経常経費）となります。（別紙3参照）</p> <p>次に、木津川市使用料・手数料等に関する基本方針との関係ですが、令和元年7月の基本方針策定時において、同年10月からの幼児教育・保育の無償化が予定される中、これによる保育所、幼稚園を含めた子育て世代と、市の財政負担への影響を踏まえた受益者負担のあり方の検討が必要との判断から、別途、検討するとの整理を行いました。</p> <p>よって、基本方針において、放課後児童クラブの受益者負担割合は設定していません。</p> <p>参考として、放課後児童クラブの受益者負担割合については、国の補助金制度の考え方として、公費負担約5割、利用者負担約5割を目安として示されており、この考え方に基づき原則、補助金が交付される仕組みとなっています。</p> <p>本市の現状としては、約30%の受益者負担割合となっていますが、子育て支援NO.1施策の推進による市民サービス・満足度の向上と、運営方法の見直し検討結果や市の財政状況とのバランスを見極めが必要と考えており、こうした点を踏まえながら本市において適当な受益者負担のあり方を慎重に検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、平成24年度4月から土曜日、長期休み期間の開所時間を30分早めるとともに、開所時間を19時まで1時間延長、年始、年度末など開所日の拡充に伴い、使用料を4,000円から6,000円へと改</p>

④受益者負担額のあり方について（続き）

定した経過があります。

追加資料

- ①近隣団体放課後児童クラブ開設状況等一覧（令和3年5月1日現在）
- ②木津川市子育て支援に関するアンケート調査結果（抜粋）
- ③放課後児童クラブ運営経費・児童一人あたりコスト・利用者（保護者）負担割合
- ④放課後児童クラブ業務経費（決算額・見積額）比較

その他の

- 放課後児童クラブは、社会的必要性が極めて高く、保護者からのサービス向上の声がある一方で、こどもたちの保育を考えた際に一番良い方法は何かといった議論がある。教育・保育といった考え方と、時間や学習、指導員等の対応を含め、公立や民間でどういったサービス内容が提供されていくのが良いのか、質的に評価することが必要。

近隣団体放課後児童クラブ開設状況等一覧(令和3年5月1日現在)

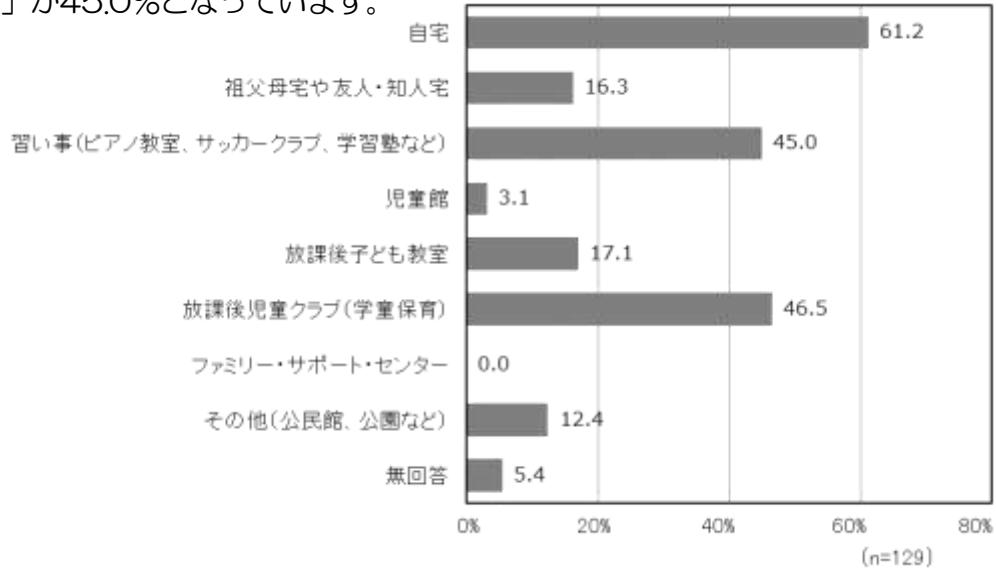
調査項目		団体名 木津川市	団体A	団体B	団体C	団体D	団体E
事務	担当部局	教育委員会	首長部局	首長部局	首長部局	首長部局	教育委員会
	指導員数	①主任児童クラブ指導員 41人 ②児童クラブ指導員(有資格) 50人 ③児童クラブ指導補助員(無資格)16人	①グループ主任指導員 4人 ②施設管理主任指導員 18人 ③施設管理副主任指導員 19人 ④育成学級指導員 33人 ⑤育成学級指導員補 19人 (実数93人、定数93人) ⑥アルバイト指導員 41人	①放課後児童支援員 44人 ②放課後児童支援補助員(月額) 20人 ③放課後児童支援補助員(時間額) 46人	【公設公営】 放課後児童支援員(月額) 22人 (うち主任7人、総括1人) 放課後児童支援員(20時間 超・未満)17人 放課後児童支援員(単発) 10人 【公設民営】 放課後児童支援員(正規職員) 2人 放課後児童支援員(臨時職員) 3人 【民設民営】 放課後児童支援員(正規職員) 1人 放課後児童支援員(非常勤嘱託職員)4人 放課後児童支援員(臨時職員) 6人	放課後児童支援員(月額会計年度任用職員) 32人 放課後児童補助員(時間額会計年度任用職員) 52人	①主任放課後児童支援員 8人 ②放課後児童支援員 32人 ③放課後児童支援員(時短) 2人 ④放課後児童補助員 51人
	年間研修回数	毎年1回実施	毎月1回程度実施	毎月1回程度実施(現在はコロナ禍で中止中)	年2回程度実施(予定)	不定期で実施	毎月1回程度実施(緊急事態宣言中は中止)
	校 区 数	13校区	22校区	10校区	5校区	8校区	9校区
	設 置 数	17か所(公設公営 13か所) (民設民営 4か所)	20箇所	公設公営10か所 民設民営1か所	公設公営5か所 公設民営1か所 民設民営1か所	9か所	公設公営8か所 民間委託1か所
	ク ラ ブ 数 (クラス数)	35クラブ(公設公営30クラブ、民設民営5クラブ)	40クラス	16クラブ(公設公営15クラブ、民設民営1クラブ)	12クラブ(公設公営10クラブ、公設民営1クラブ、民設民営2クラブ)	9クラブ・19クラス	30クラブ(公設公営29クラブ、民間委託1クラブ)
開設状況	在籍児童数	R01.5.1現在 1, 122人 R02.5.1現在 1, 256人(民設民営 185人) R03.5.1現在 1, 349人(内民設民営 176人)	R1.5.1現在 2, 065人 R2.5.1現在 2, 090人 R3.5.1現在 1, 981人	R01.5.1現在 737人 R02.5.1現在 726人 R03.5.1現在 726人	R01.5.1現在 696人 R02.5.1現在 724人 R03.5.1現在 643人	R01.5.1現在 902人 R02.5.1現在 910人 R03.5.1現在 843人	R01.5.1現在 940人 R02.5.1現在 985人 R03.5.1現在 970人
	平 日	放課後～19:00	放課後～18:30	放課後～19:00	放課後～18:00	放課後～19:00	放課後～18:30
	土 曜	8:00～18:00	7:30～18:30(20学級のうち8学級にて定点開設)	8:30～19:00(7:30～8:30はシルバー人材センター職員配置による開所)	8:00～18:00	8:00～18:00	8:00～17:30
	長期休業期間 (夏休み等)	8:00～19:00	8:30～18:30	8:30～19:00(7:30～8:30はシルバー人材センター職員配置による開所)	8:00～18:00	8:00～19:00	8:00～18:30
	延長保育	18:00～19:00まで100円／30分 (土曜日を除く)	なし	なし	18:00～19:00(土曜日除く)	18:30～19:00	なし

調査項目\団体名	木津川市	団体A	団体B	団体C	団体D	団体E	
開設状況	閉級日	○日・祝日 ○12/29-1/3 ○学校行事(運動会) ○気象警報発令等により学校が休校となった日	○日曜日及び国民の祝日 ○12/29-1/3 ○8/13-16 ○土曜日(ただし、市長が認める学級は開設 ※現在8学級) ○4/1、4/2 ○気象警報発令等により学校が休校となった日	○日曜日・国民の祝日 ○12月29日～翌年1月3日 ○利用見込が無い土曜日 ○気象警報・気象特別警報発表に伴う臨時閉所日 ○8月15日～16日(公営1か所のみ開所)	○日・祝日 ○12/29-1/3 ○8/12～8/16 ○その他必要と認める日	○日・祝日 ○12/29-1/3 ○8/13-16 ○気象警報発令時等の場合 ○その他市長が必要と認める日	1.日・祝日 2.12/29-1/3 3.8/13-16 4.3の連休に連続する土曜日 5.その他必要と認める日
	年度切替の方法	4月1日より通常通り開設している。	4/1・2を閉級とし、準備期間としている。	4/1は通常開所 年度切り替えの準備は、利用人数の少ない時の合間を見て行う。	4/1は通常開所 年度切り替えの準備は、利用人数の少ない時の合間を見て行う。	4/1は通常開所するため、前年度の内に新年度の準備を行う	年度当初直前の土曜日を活用し、事前に出来る準備をすすめる。
	学校敷地以外(直営分)	学校敷地外に学童保育施設が1クラブあり。(学校には近接)	なし(小学校の余裕教室及び敷地内の専用施設)	1学童保育所あり。 (小学校には隣接)	なし	4クラブ学校敷地以外	なし(敷地内専用施設、学校施設利用のいぢれか)
	民間事業者参入	あり	なし	あり	あり	なし	あり
	おやつの実施	1~3年生は月1,000円で実施。 4~6年生は任意。	市で準備はしていないが、各学級で実施している。土曜日は児童による持参している。	保護者会でおやつ代を集金し、各施設で支援員がおやつを準備している。	あり	保護者会で実施	市で準備することはなし。長期休業中は児童による持参。1施設(4クラブ)のみ保護者会が準備したおやつを指導員が配布を手伝っている。(今年度はコロナの影響により配布していない)
利用料金及び要件等	利用料	6,000円 2人目以降は半額	0円から8,900円までの10区分 在籍2人目以降は半額	1人当たり月額7,600円 (父子・母子家庭、非課税世帯等減免制度あり)	5,000円	生活保護法による被保護世帯、前年度の市町村民税非課税世帯は0円。 前年度市民税所得割額により決定。(2,200円～8,500円) 2人目以降は半額	6,700円 2人目以降は半額
	延長料金	18:00～19:00まで100円／30分	なし	なし	2,000円	なし	なし
	保護者就労日数等	週4日以上かつ午後1時から6時の間に勤務	1ヶ月15日以上の勤務	勤務日数が月平均15日以上であること	週4日以上または月15日以上の就労	保護者等の勤務日数が月平均15日以上ある。	月曜から土曜の内、週4日以上8週間以上継続
	保護者帰宅時間等	上記就労日数の条件を満たしていないれば要件としていない。	勤務終了からの帰宅時間が14時以降であること	帰宅時刻が15時以降であること	帰宅時間が午後3時以降であること	保護者等の午後1時以降の勤務時間が、週平均15時間以上ある。	1・2年生の場合午後3時、3～6年生の場合午後4時10分を超えていること
	募集定員を超えた場合の対応	待機登録を行い、順次案内を行う。長期休業時は他の校区の児童クラブを案内。	学校施設を借り受けて対応。	学校施設を借り受けて対応。	国の面積基準を超えず、指導員が確保でき、現場の体制が整っている場合は受入 それ以外は待機(空きが出次第調整)	受入対応	学校施設を借り受けて対応。
その他		以上、市直営分 ほか市内に社福運営4か所8クラス 株式会社運営1か所1クラスあり				人材確保のため、派遣会社を活用しています。	

【木津川市子育て支援に関するアンケート調査結果（抜粋）】

9. 就学後における放課後の過ごし方について（5歳児限定）**問20 放課後に過ごさせたい場所（複数回答）**

- 「自宅」が61.2%で最も割合が高く、次いで、「放課後児童クラブ（学童保育）」が46.5%、「習い事」が45.0%となっています。



【過ごさせたい場所別 1週当たり利用希望日数（数量回答）】

<低学年時>

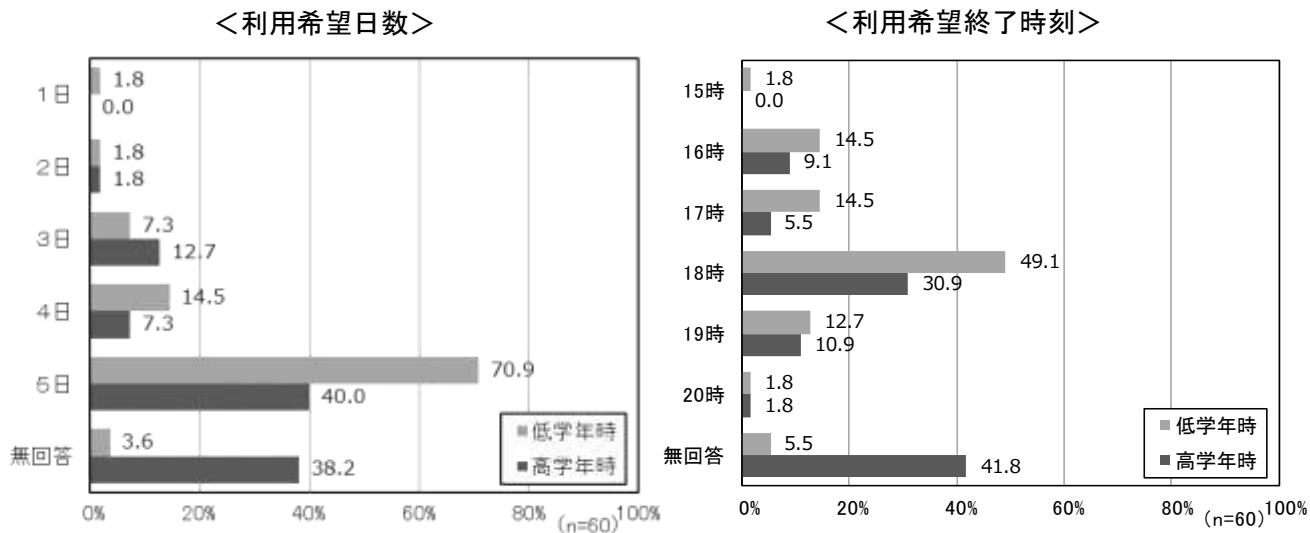
過ごさせたい場所	回答者数	1週当たり日数		
		最大値	最小値	平均値
自宅	68	7.00	1.00	3.41
祖父母宅や友人・知人宅	19	5.00	1.00	1.79
習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	46	4.00	1.00	1.80
児童館	2	2.00	2.00	2.00
放課後子ども教室	21	6.00	1.00	2.10
放課後児童クラブ(学童保育)	58	7.00	1.00	4.64
ファミリー・サポート・センター	0	-	-	-
その他(公民館、公園など)	14	4.00	1.00	1.93

<高学年時>

過ごさせたい場所	回答者数	1週当たり日数		
		最大値	最小値	平均値
自宅	61	7.00	1.00	3.43
祖父母宅や友人・知人宅	18	5.00	1.00	1.94
習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	46	4.00	1.00	2.07
児童館	2	2.00	2.00	2.00
放課後子ども教室	17	6.00	1.00	2.35
放課後児童クラブ(学童保育)	37	7.00	2.00	4.41
ファミリー・サポート・センター	0	-	-	-
その他(公民館、公園など)	13	5.00	1.00	2.62

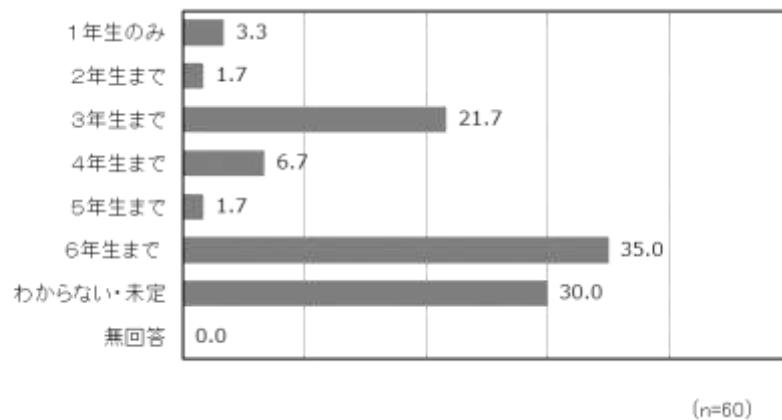
【放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望日数と利用希望終了時刻（数量回答）】

- 利用希望日数については、低学年時も高学年時も「5日」が最も割合が高くなっています。
- 利用希望終了時刻については、低学年時は「18時」が、高学年時も無回答を除くと「18時」が、それぞれ最も割合が高くなっています。



問20-1（1） 放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望学年（単回答） (放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望者限定)

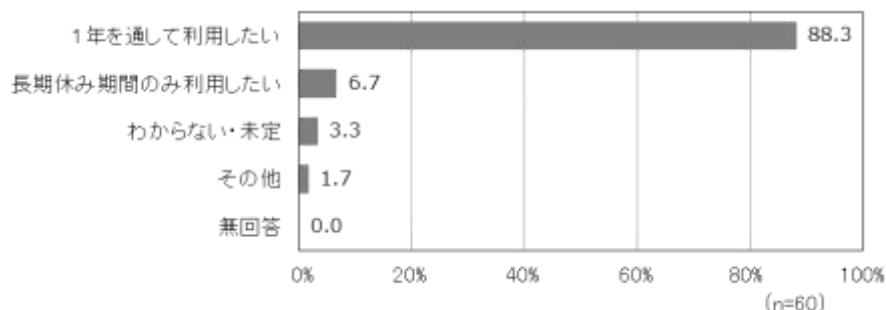
- 「6年生まで」が35.0%で最も割合が高く、次いで、「わからない・未定」が30.0%、「3年生まで」が21.7%となっています。



問20-1（2）放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望時期（単回答）

（放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望者限定）

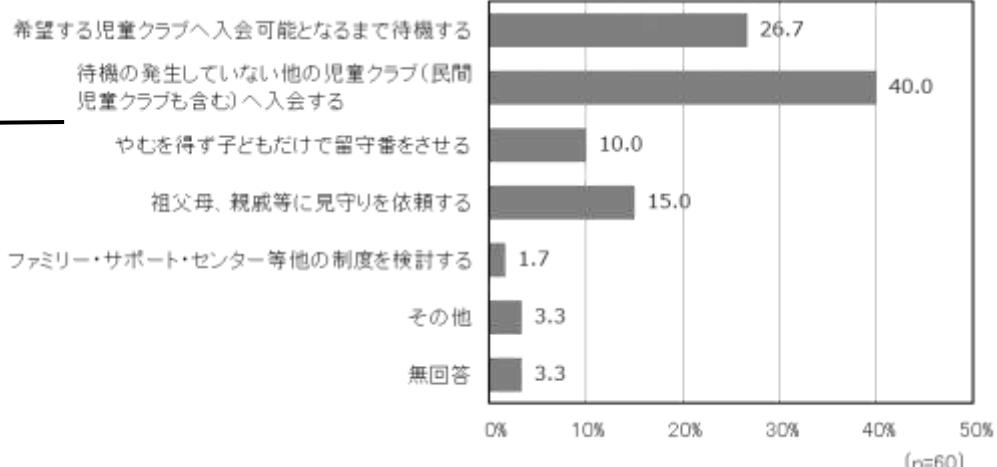
- 「1年を通して利用したい」が88.3%で最も割合が高くなっています。



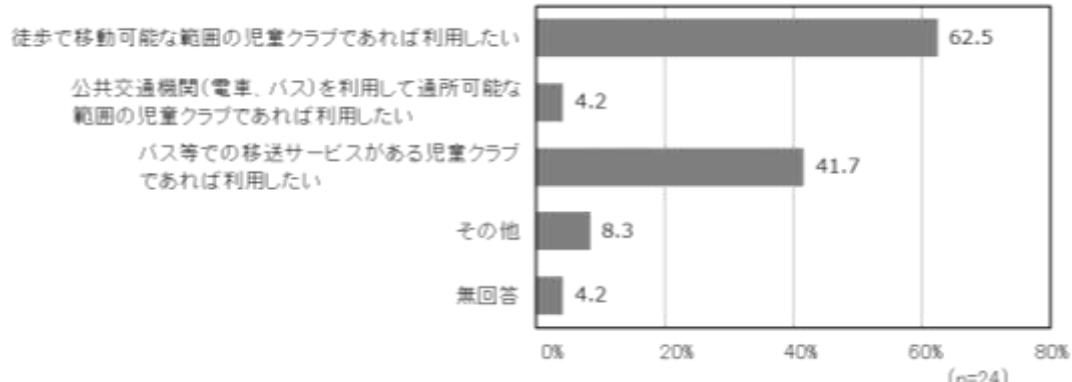
問20-1（3）放課後児童クラブ（学童保育）の待機への対応（単回答）

（放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望者限定）

- 「待機の発生していない他の児童クラブ（民間児童クラブも含む）へ入会する」が40.0%で最も割合が高く、次いで、「希望する児童クラブへ入会可能となるまで待機する」が26.7%となっています。
- 「待機の発生していない他の児童クラブ（民間児童クラブも含む）へ入会する」の選択者について、児童クラブの内容をみると、「徒歩で移動可能な範囲の児童クラブであれば利用したい」が62.5%で最も割合が高くなっています。

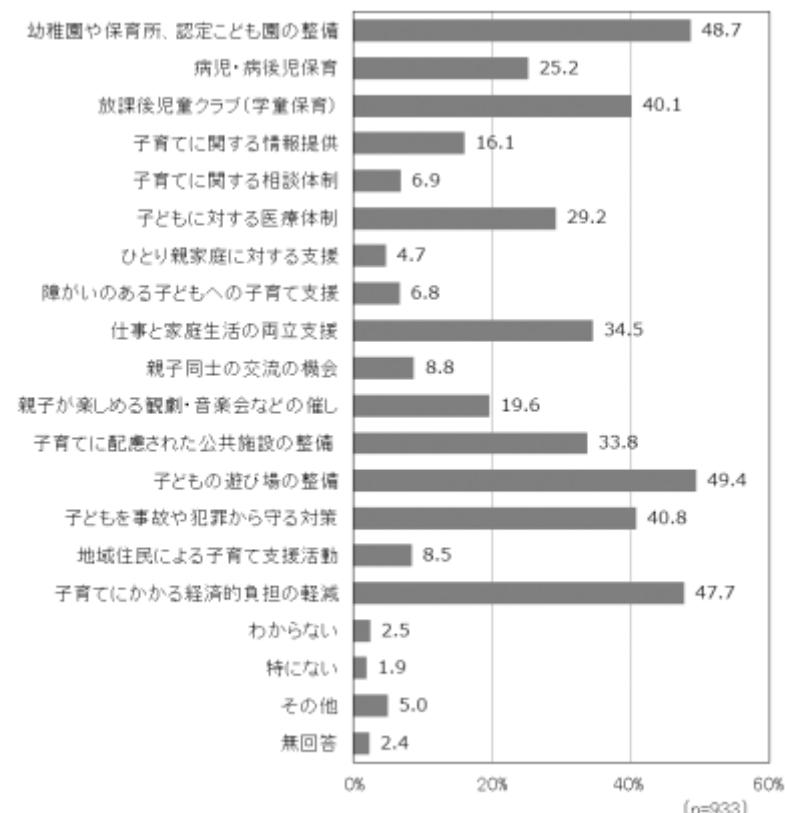


→ 【どのような児童クラブを利用したいか】



問34-2 今後充実してほしいところ（複数回答）

- 「子どもの遊び場の整備」が49.4%で最も割合が高く、次いで、「幼稚園や保育所、認定こども園の整備」が48.7%、「子育てにかかる経済的負担の軽減」が47.7%と僅差で続きます。
- 子どもの年齢別にみると、「子どもの遊び場の整備」は“1歳”及び“2歳”で、「幼稚園や保育所、認定こども園の整備」は“0歳”及び3歳で、「子育てにかかる経済的負担の軽減」は“5歳”で、それぞれ最も割合が高くなっています。また、“4歳”は「放課後児童クラブ（学童保育）」が最も割合が高くなっています。



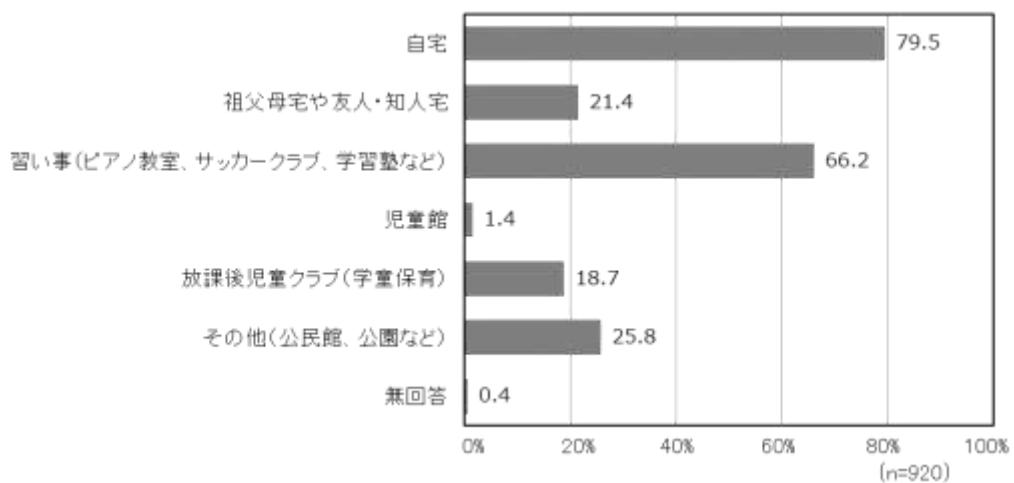
		合計	問34-2 今後充実してほしいこと									
		合計	幼稚園や保育所、認定こども園の整備	病児・病後児保育	放課後児童クラブ（学童保育）	子育てに関する情報提供	子育てに関する相談体制	子どもに対する医療体制	ひとり親家庭に対する支援	障がいのある子どもへの子育て支援	仕事と家庭生活の両立支援	親子同士の交流の機会
全体		933	454	235	374	150	64	272	44	63	322	82
子どもの年齢	0歳	100.0	251	137	68	74	40	17	65	9	11	81
	1歳	100.0	148	77	33	57	22	10	44	5	10	48
	2歳	100.0	138	70	35	67	27	9	49	9	13	48
	3歳	100.0	126	67	37	53	24	10	36	8	12	55
	4歳	100.0	128	54	31	69	20	13	44	6	11	46
	5歳	100.0	129	44	28	50	15	5	32	7	6	40

		合計	問34-2 今後充実してほしいこと									
		合計	親子が楽しめる観劇・音楽会などの催し	子育てに配慮された公共施設の整備	子どもの遊び場の整備	子どもを事故や犯罪から守る対策	地域住民による子育て支援活動	子育てにかかる経済的負担の軽減	わからない	特になし	その他	無回答
全体		933	183	315	461	381	79	445	23	18	47	22
子どもの年齢	0歳	100.0	251	50	82	109	104	17	123	10	2	13
	1歳	100.0	148	24	56	79	57	12	69	4	1	7
	2歳	100.0	138	34	51	82	56	11	70	3	4	9
	3歳	100.0	126	27	49	60	50	14	60	0	3	4
	4歳	100.0	128	22	39	68	55	12	55	0	4	6
	5歳	100.0	129	24	34	57	53	12	63	6	3	7

5. 放課後の過ごし方について

問8 放課後の時間を過ごしている場所

- 「自宅」が79.5%で最も割合が高く、次いで「習い事」が66.2%、「その他」が25.8%となっています。
- 学年別では、どの学年も「自宅」が最も割合が高くなっていますが、“4年生”以上の『高学年』は80%以上となっています。また、「放課後児童クラブ(学童保育)」は、“2年生”が39.5%、“1年生”が35.0%、“3年生”が27.5%で、『低学年』で高くなっています。



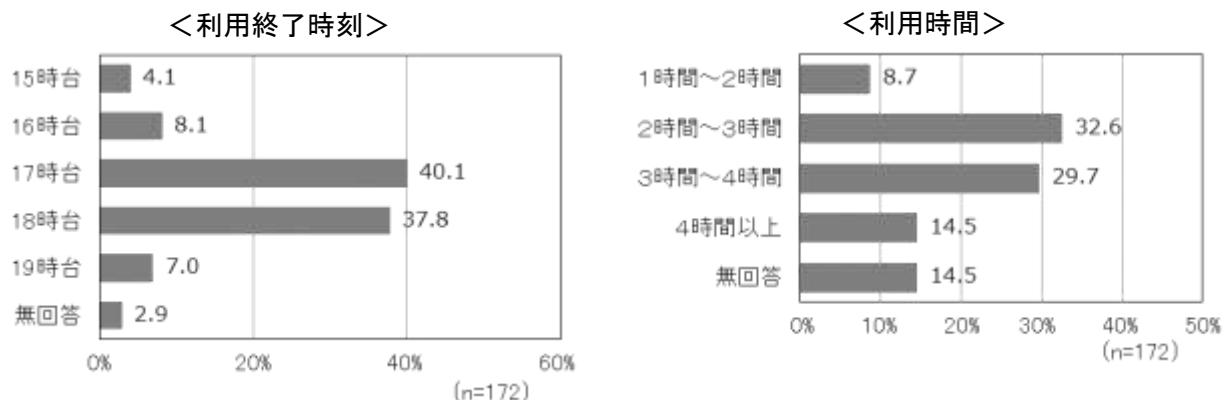
	合計	問8 放課後に過ごしている場所						
		自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	児童館	放課後児童クラブ(学童保育)	その他(公民館、公園など)	無回答
全体	920 100.0	731 79.5	197 21.4	609 66.2	13 1.4	172 18.7	237 25.8	4 0.4
問1 (1)	1年生	140 100.0	95 67.9	34 24.3	82 58.6	3 2.1	49 35.0	39 27.9
	2年生	129 100.0	93 72.1	22 17.1	68 52.7	1 0.8	51 39.5	36 27.9
子どもの学年	3年生	153 100.0	112 73.2	26 17.0	92 60.1	1 0.7	42 27.5	28 18.3
	4年生	167 100.0	141 84.4	39 23.4	134 80.2	5 3.0	16 9.6	45 26.9
	5年生	145 100.0	124 85.5	33 22.8	103 71.0	0 0.0	8 5.5	41 28.3
	6年生	177 100.0	161 91.0	42 23.7	124 70.1	2 1.1	4 2.3	45 25.4

【過ごしている場所別 1週当たり日数（数量回答）】

過ごしている場所	回答者数	1週当たり日数		
		最大値	最小値	平均値
自宅	716	7.00	0.50	3.66
祖父母宅や友人・知人宅	197	7.00	0.50	1.93
習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	607	7.00	1.00	2.50
児童館	13	5.00	1.00	2.42
放課後児童クラブ(学童保育)	162	6.00	1.00	4.23
その他(公民館、公園など)	235	7.00	0.50	2.39

【放課後児童クラブ（学童保育）の利用終了時刻と利用時間（数量回答）】

- 利用終了時刻は、「17時台」が40.1%、「18時台」が37.8%となっています。
- 利用時間は、「2時間～3時間」が32.6%、「3時間～4時間」が29.7%となっています。



【放課後児童クラブ（学童保育）の土曜日の利用の有無（単回答）】

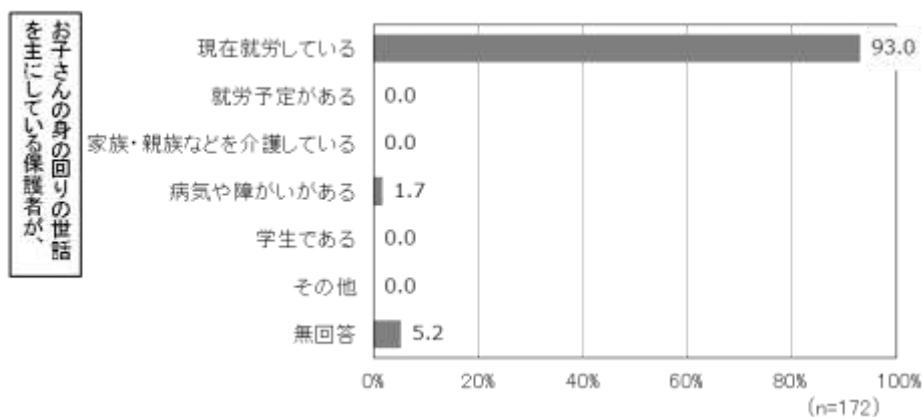
- 「ある」が20.3%となっています。



問9（1）放課後児童クラブ（学童保育）の利用理由（単回答）

（放課後児童クラブ（学童保育）利用者限定）

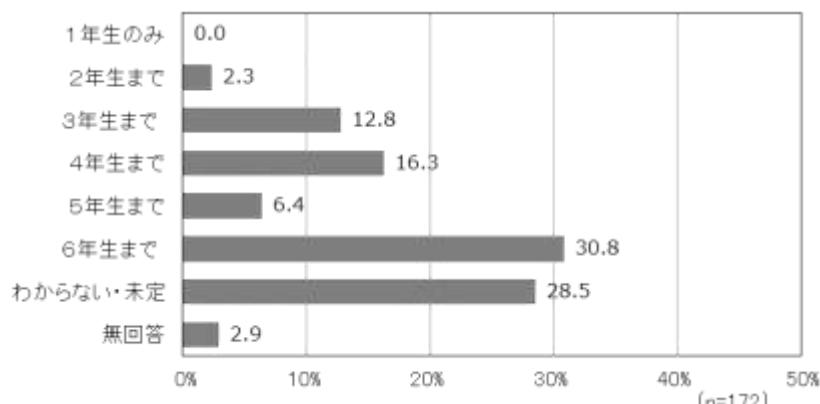
- お子さんの身の回りの世話を主にしている保護者が、「現在就労している」が93.0%となって います。



問9（2）放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望学年（単回答）

（放課後児童クラブ（学童保育）利用者限定）

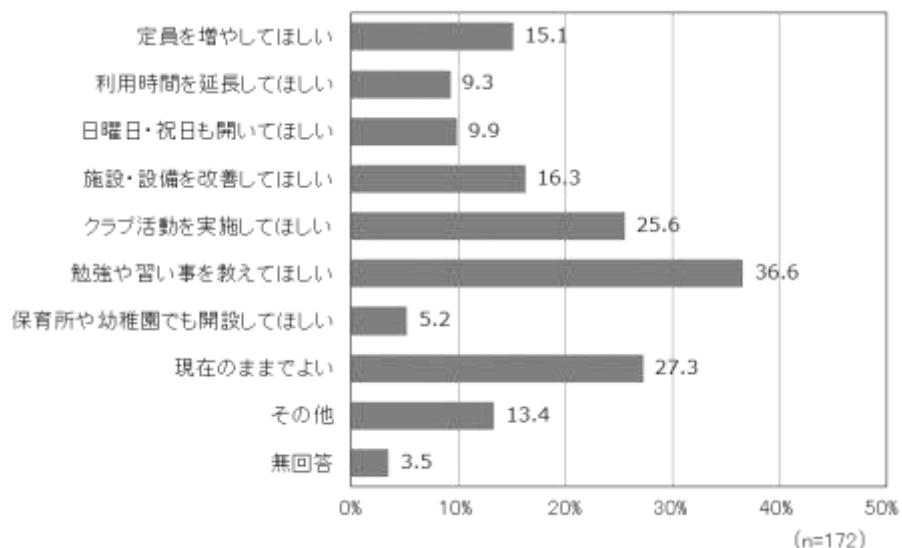
- 「6年生まで」が30.8%、「わからない・未定」が28.5%となっています。



問9（3）放課後児童クラブ（学童保育）に対しての要望（複数回答）

（放課後児童クラブ（学童保育）利用者限定）

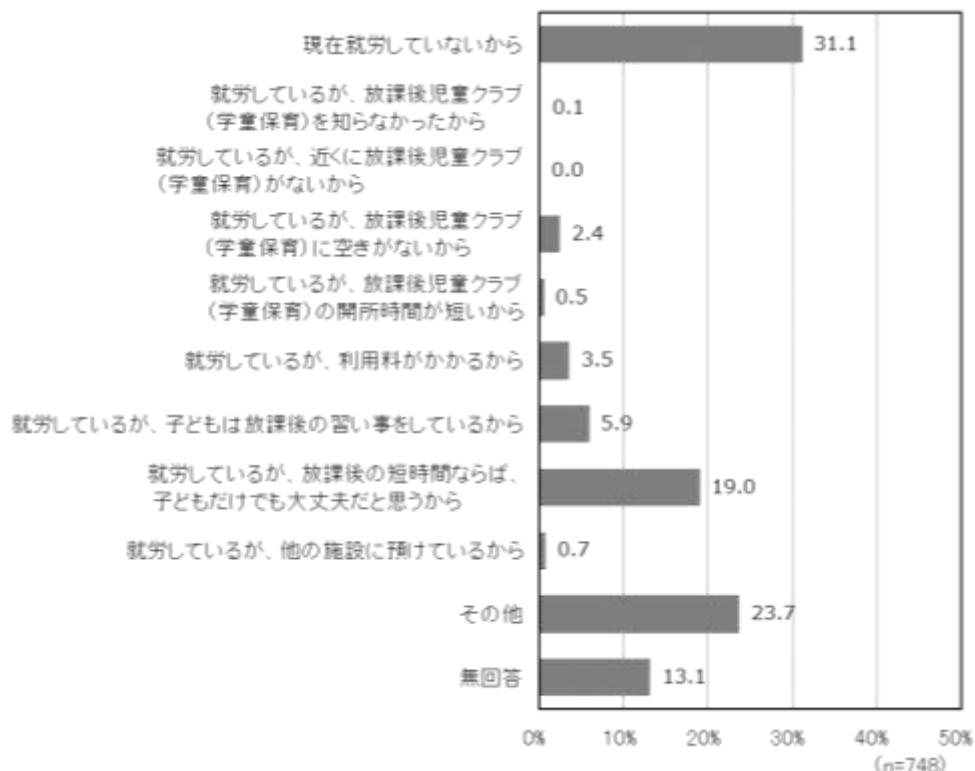
- 「勉強や習い事を教えてほしい」が36.6%で最も割合が高く、次いで、「現在のままでよい」が27.3%、「クラブ活動を実施してほしい」が25.6%となっています。



問10 放課後児童クラブ（学童保育）を利用していない理由（単回答）

（放課後児童クラブ（学童保育）以外の方限定）

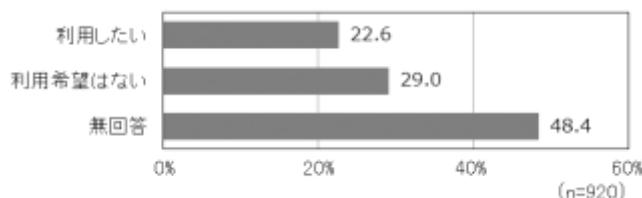
- 「現在就労していないから」が31.1%で最も割合が高く、次いで、「その他」が23.7%、「就労しているが、放課後の短時間ならば、子どもだけでも大丈夫だと思うから」が19.0%となっています。



問11(1) 放課後児童クラブ(学童保育)の低学年時の利用意向(単回答、数量回答)

① 利用意向(単回答)

- 平日に「利用したい」は22.6%となっています。
- 学年別にみると、「利用したい」は1年生が47.1%、2年生が47.3%、3年生が34.0%となっています。



		問11(1)低学年 A. 平日の利用意向			
		合計	利用したい	利用希望はない	
子 ど も の (1 学 年)	全体	920 100.0	208 22.6	267 29.0	445 48.4
	1年生	140 100.0	66 47.1	66 47.1	8 5.7
	2年生	129 100.0	61 47.3	60 46.5	8 6.2
	3年生	153 100.0	52 34.0	81 52.9	20 13.1

- 土曜日に「利用したい」は8.0%となっています。
- 学年別にみると、「利用したい」は1年生が20.0%、2年生が15.5%、3年生が11.8%となっています。



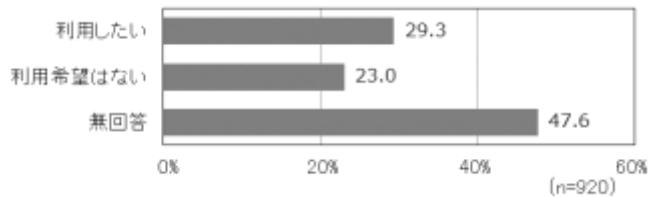
		問11(1)低学年 B. 土曜日の利用意向			
		合計	利用したい	利用希望はない	
子 ど も の (1 学 年)	全体	920 100.0	74 8.0	385 41.8	461 50.1
	1年生	140 100.0	28 20.0	100 71.4	12 8.6
	2年生	129 100.0	20 15.5	95 73.6	14 10.9
	3年生	153 100.0	18 11.8	112 73.2	23 15.0

- 日曜日に「利用したい」は2.0%となっています。
- 学年別にみると、「利用したい」は1年生が4.3%、2年生が5.4%、3年生が2.6%となっています。



		問11(1)低学年 C. 日曜日の利用意向			
		合計	利用したい	利用希望はない	
子 ど も の (1 学 年)	全体	920 100.0	18 2.0	434 47.2	468 50.9
	1年生	140 100.0	6 4.3	119 85.0	15 10.7
	2年生	129 100.0	7 5.4	108 83.7	14 10.9
	3年生	153 100.0	4 2.6	124 81.0	25 16.3

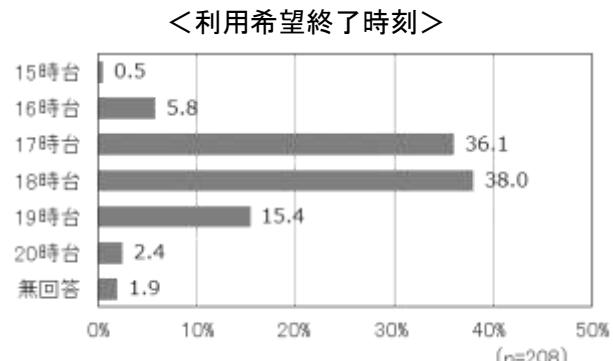
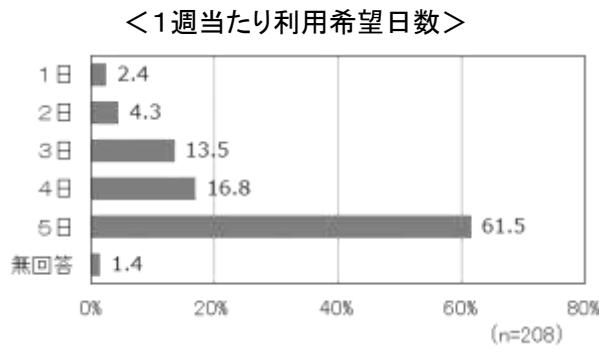
- 長期休業中に「利用したい」は29.3%となっています。
- 学年別にみると、「利用したい」は1年生が62.1%、2年生が61.2%、3年生が47.7%となっています。



		問11(1)低学年 D. 長期休業の利用意向			
		合計	利用したい	利用希望はない	
子 ど も の (1 学 年)	全体	920 100.0	270 29.3	212 23.0	438 47.6
	1年生	140 100.0	87 62.1	45 32.1	8 5.7
	2年生	129 100.0	79 61.2	44 34.1	6 4.7
	3年生	153 100.0	73 47.7	64 41.8	16 10.5

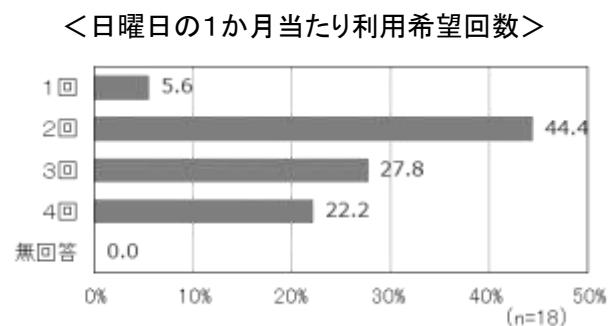
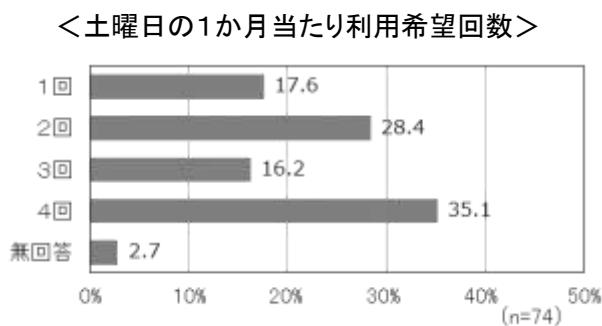
② 平日の1週当たり利用希望日数、利用希望終了時刻（数量回答）

- 1週当たり利用希望日数は、「5日」が61.5%で最も割合が高くなっています。
- 利用希望終了時刻は、「18時台」が38.0%、「17時台」が36.1%となっています。



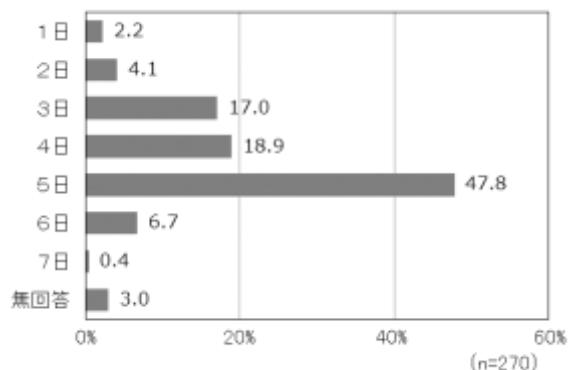
③ 土曜日、日曜日の1か月当たり利用希望回数（数量回答）

- 土曜日の1か月当たり利用希望回数は、「4回」が35.1%で最も割合が高くなっています。
- 日曜日の1か月当たり利用希望回数は、「2回」が44.4%で最も割合が高くなっています。



④ 長期休業中の1週当たり利用希望日数（数量回答）

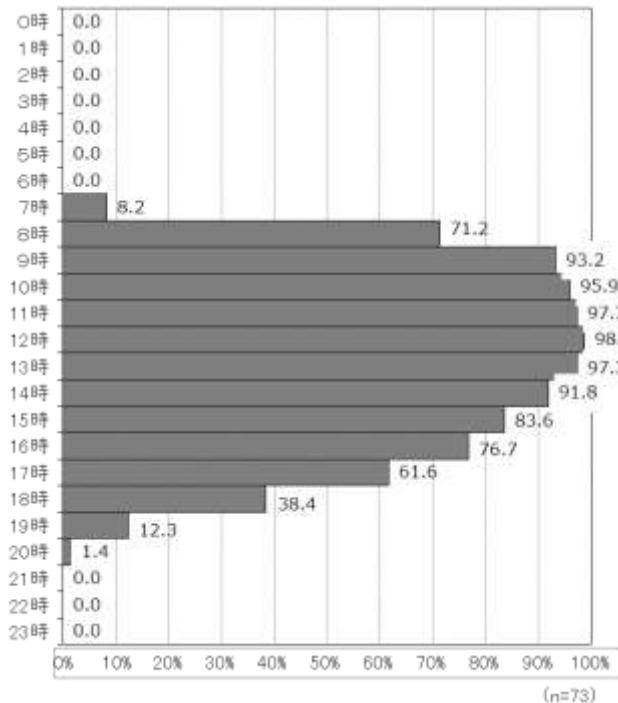
- 「5日」が47.8%で、最も割合が高くなっています。



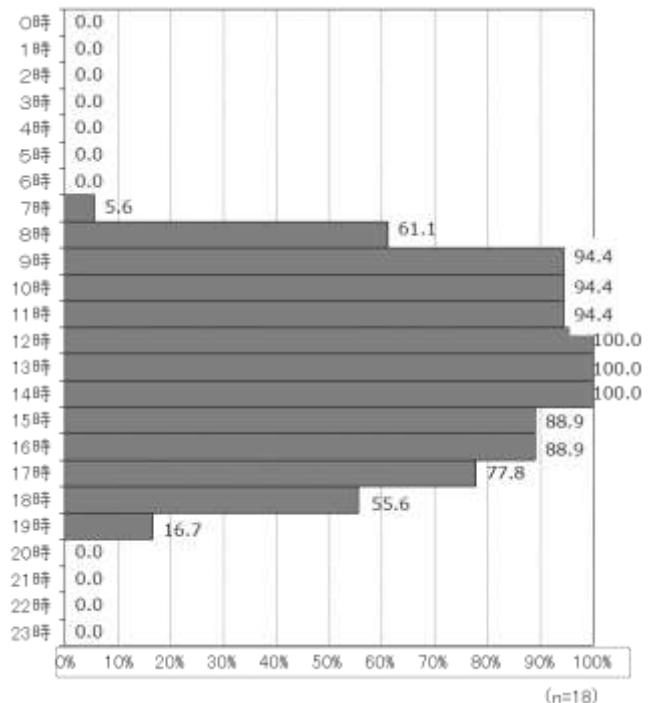
⑤ 利用希望時間帯（数量回答）

- 土曜日、日曜日ともに利用希望時間帯は、「9時～14時」が90%以上となっています。
- 長期休業中の利用希望時間帯は、「9時～15時」が90%以上となっています。

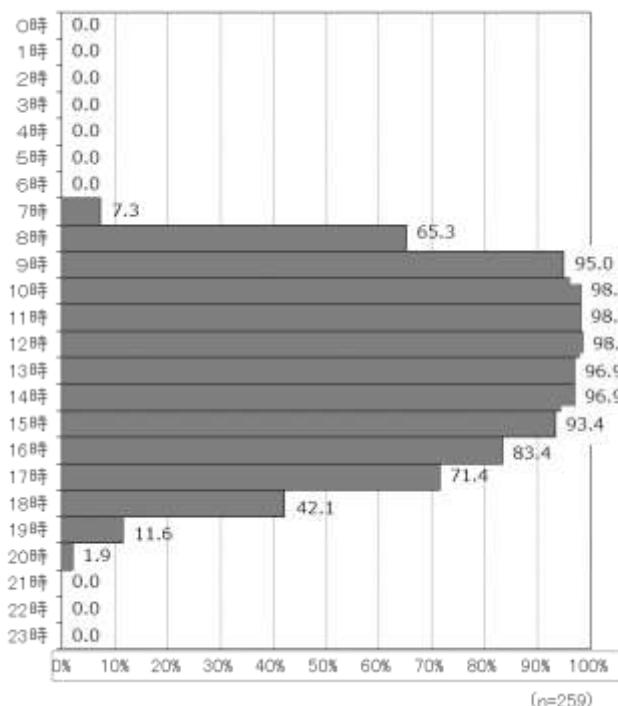
<土曜日の利用希望時間帯>



<日曜日の利用希望時間帯>



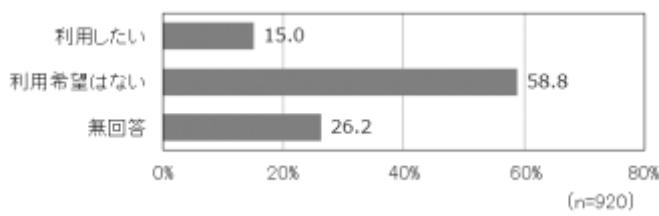
<長期休業中の利用希望時間帯>



問11(2) 放課後児童クラブ(学童保育)の高学年時の利用意向(単回答)

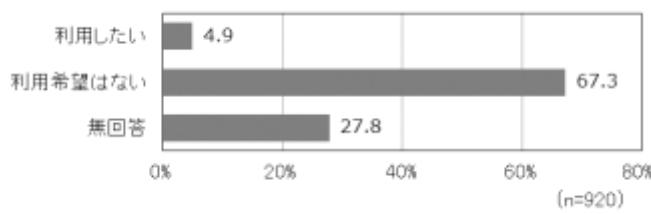
① 利用意向(単回答)

- 平日に「利用したい」は15.0%となっています。
- 学年別にみると、「利用したい」は3年生が23.5%で最も割合が高くなっています。



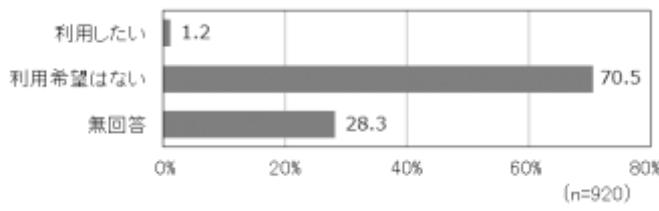
	合計	問11(2)高学年 A. 平日の利用意向		
		利用したい	利用希望はない	無回答
全体	920 100.0	138 15.0	541 58.8	241 26.2
子どもの学年	1年生	140 100.0	30 21.4	49 35.0
	2年生	129 100.0	25 19.4	38 29.5
	3年生	153 100.0	36 23.5	49 32.0
	4年生	167 100.0	21 12.6	134 80.2
	5年生	145 100.0	13 9.0	117 80.7
	6年生	177 100.0	13 7.3	147 83.1

- 土曜日に「利用したい」は4.9%となっています。
- 学年別にみると、「利用したい」は1年生が10.7%で最も割合が高くなっています。



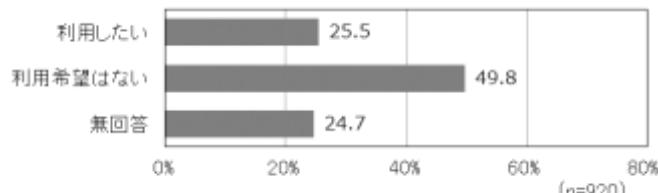
	合計	問11(2)高学年 B. 土曜日の利用意向		
		利用したい	利用希望はない	無回答
全体	920 100.0	45 4.9	619 67.3	256 27.8
子どもの学年	1年生	140 100.0	15 10.7	64 45.7
	2年生	129 100.0	6 4.7	55 42.6
	3年生	153 100.0	12 7.8	71 46.4
	4年生	167 100.0	4 2.4	146 87.4
	5年生	145 100.0	4 2.8	125 86.2
	6年生	177 100.0	3 1.7	152 85.9

- 日曜日に「利用したい」は1.2%となっています。
- 学年別にみると、「利用したい」は3年生が2.0%で最も割合が高くなっています。



	合計	問11(2)高学年 C. 日曜日の利用意向		
		利用したい	利用希望はない	無回答
全体	920 100.0	11 1.2	649 70.5	260 28.3
子どもの学年	1年生	140 100.0	2 1.4	77 55.0
	2年生	129 100.0	0 0.0	61 47.3
	3年生	153 100.0	3 2.0	77 50.3
	4年生	167 100.0	3 1.8	147 88.0
	5年生	145 100.0	0 0.0	128 88.3
	6年生	177 100.0	2 1.1	153 86.4

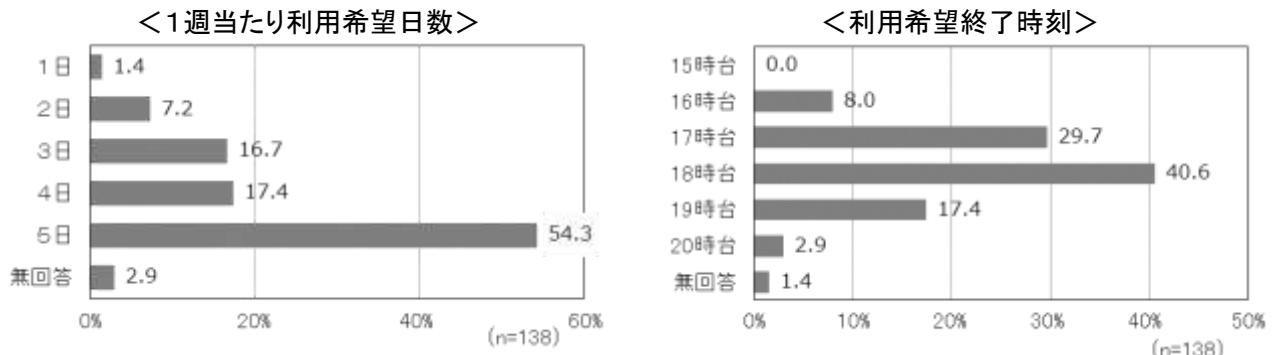
- 長期休業中に「利用したい」は25.5%となっています。
- 学年別にみると、「利用したい」は4年生が31.7%で最も割合が高くなっています。



	合計	問11(2)高学年 D. 長期休業の利用意向		
		利用したい	利用希望はない	無回答
全体	920 100.0	235 25.5	458 49.8	227 24.7
子どもの学年	1年生	140 100.0	39 27.9	41 29.3
	2年生	129 100.0	35 27.1	28 21.7
	3年生	153 100.0	45 29.4	41 26.8
	4年生	167 100.0	53 31.7	104 62.3
	5年生	145 100.0	36 24.8	103 71.0
	6年生	177 100.0	26 14.7	135 76.3

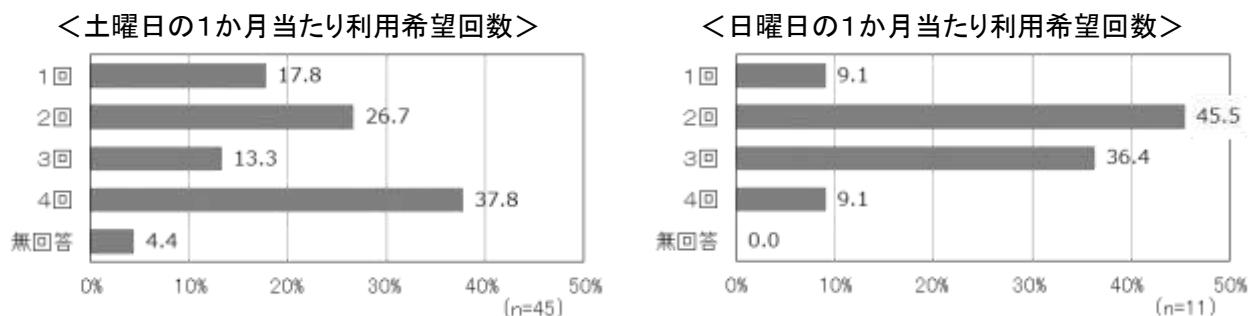
② 平日の1週当たり利用希望日数、利用希望終了時刻（数量回答）

- 1週当たり利用希望日数は、「5日」が54.3%で最も割合が高くなっています。
- 利用希望終了時刻は、「18時台」が40.6%で最も割合が高くなっています。



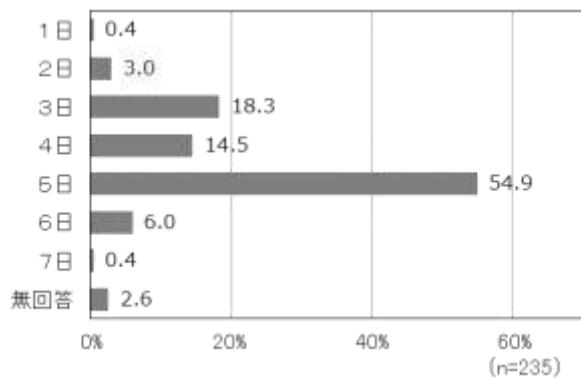
③ 土曜日、日曜日の1か月当たり利用希望回数（数量回答）

- 土曜日の1か月当たり利用希望回数は、「4回」が37.8%で最も割合が高くなっています。
- 日曜日の1か月当たり利用希望回数は、「2回」が45.5%で最も割合が高くなっています。



④ 長期休業中の1週当たり利用希望日数（数量回答）

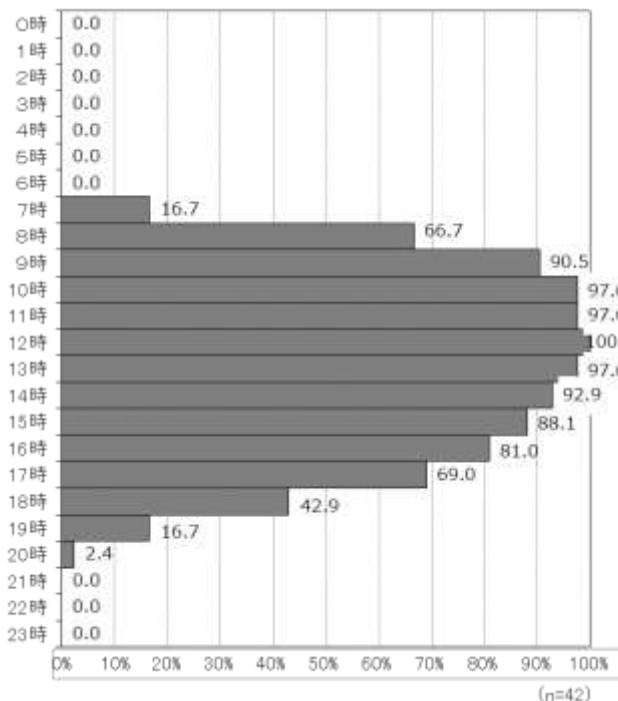
- 「5日」が54.9%で、最も割合が高くなっています。



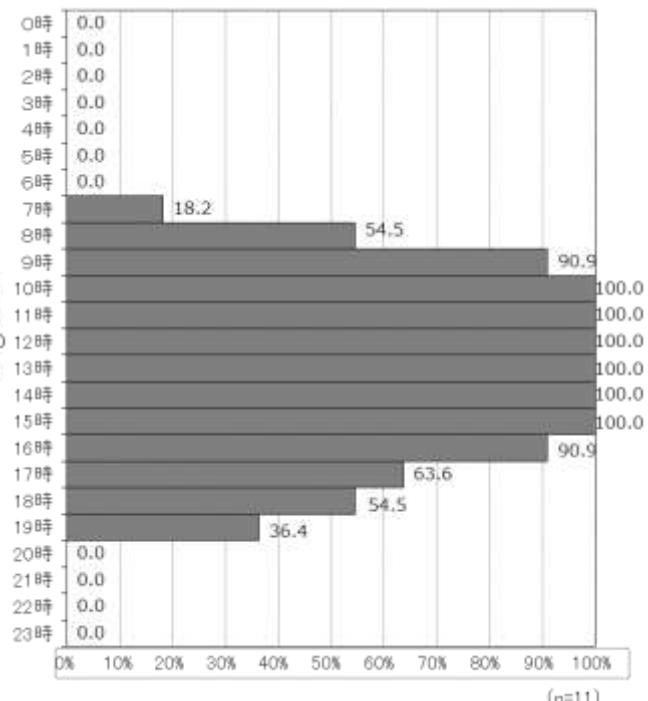
⑤ 利用希望時間帯（数量回答）

- 土曜日の利用希望時間帯は、「9時～14時」が90%以上となっています。
- 日曜日の利用希望時間帯は、「9時～16時」が90%以上となっています。
- 長期休業中の利用希望時間帯は、「9時～15時」が90%以上となっています。

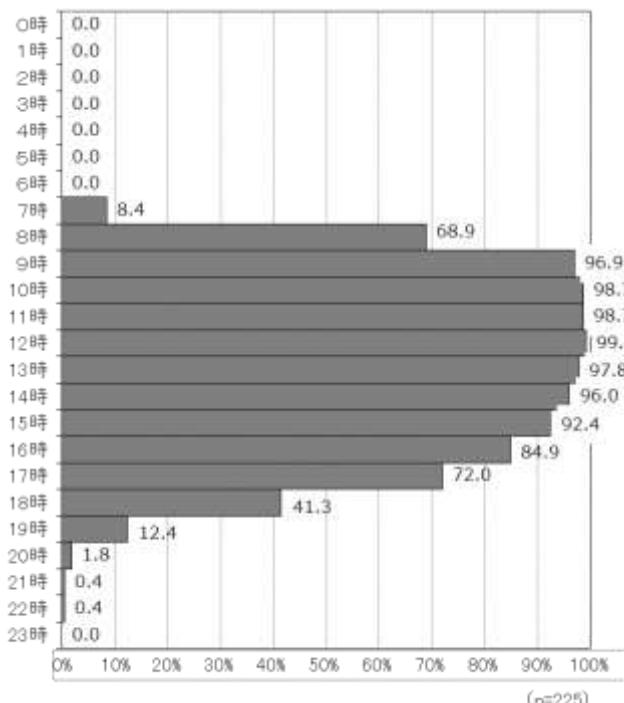
<土曜日の利用希望時間帯>



<日曜日の利用希望時間帯>



<長期休業中の利用希望時間帯>



子育ての環境や支援に関して（自由記述）

- 自由記述については、279人（30.3%）から349件の意見がありました。意見分類ごとの件数は以下のとおりです。

意見内容	多かった意見・具体的な意見	件数
子育て環境の整備について	公園に遊具の設置・充実、ボール遊びのできる公園・広場、雨天時でも遊べる施設や児童館の整備、図書館の整備、公共交通の充実など	57
経済的支援について	子どもの医療費助成の延長（高校卒業まで）・無償化、インフルエンザ予防接種の負担の軽減、子ども手当の延長（高校卒業まで）、給食費の無償化、修学旅行の助成金増、教育費の支援など	54
学校教育について	給食問題、環境整備、教育内容、指導方法、学力向上支援など	49
放課後児童クラブについて	時間延長、待機対策、長期休業中の受入れ、急用時の預かり保育、質の向上、給食の提供など	28
子育て支援事業・支援施策について	保育所、幼稚園、認定こども園の整備・充実、病児保育の定員増や利用しやすい継続き、ファミリー・サポート・センター事業の充実など	25
子育てしやすいまちづくりについて	市の評価、期待、提案など	25
安全の確保について	自転車通学の範囲の拡大、通学路の整備、登下校時の見守り体制（ICタグの配布、シルバーの方の協力）、不審者対策、ネット社会の犯罪に巻き込まれないような対策など	22
支援が特に必要な家庭に対する支援について	障がい児、ひとり親、不登校児など	18
保健・医療体制について	夜間・休日の救急・医療体制、産婦人科の充実、耳鼻科の休日診療、妊産婦の訪問や産後ディスティへの補助、保健師のアレルギーについての知識の向上と相談対応の充実など	18
情報提供や相談対応の充実について	支援や制度に関する情報提供、休日や時間外に対応できる窓口など	18
中学校の問題について	城山台から木津中学校への通学が不安、通学区域、新たな中学校の整備など	10
地域交流や地域における子育て支援・イベントについて	地域の方との交流の実施、親子同士が交流できるイベントなど	12
その他	公共交通の利便性、仕事と家庭の両立支援、働く環境の整備など	13
計		349

資料 ③

1. 放課後児童クラブ運営経費

H30年度分

【単位:円】

	決算額	国庫	府	使用料	その他	一般財源
決算内訳	201,581,645	59,279,000	59,279,000	64,729,200	702,400	17,776,145
	うち人件費 155,854,856			うち過年度分 184,100		
	控除額 (※)	▲ 37,873,698	▲ 9,352,085	▲ 9,352,085	▲ 1,577,483	0
経常運営 経費	163,707,947	49,926,915	49,926,915	63,151,717	702,400	0

※ 控除額の概要

- ・民間児童クラブ運営補助金及びそれに係る国、府交付金

R1年度分

【単位:円】

	決算額	国庫	府	使用料	その他	一般財源
決算内訳	351,809,410	151,017,000	86,675,000	69,673,400	761,600	44,258,810
	うち人件費 168,210,903			うち過年度分 576,400		
	控除額 (※)	▲ 173,217,141	▲ 91,760,380	▲ 17,203,300	▲ 20,571,051	0
経常運営 経費	178,592,269	59,256,620	69,471,700	49,102,349	761,600	0

※ 控除額の概要

- ・民間児童クラブ運営補助金及びそれに係る国、府交付金
- ・城山台児童クラブ建設に伴う工事費及びそれに係る国、府交付金

R 2 年度分

【単位:円】

	決算額	国庫	府	使用料	その他	一般財源
決算内訳	294, 639, 721	97, 661, 000	69, 538, 000	62, 281, 395	830, 400	64, 575, 226
	うち人件費 185, 533, 315			うち過年度分 246, 300		
	控除額 (※)	▲ 85, 999, 925	▲ 14, 478, 039	▲ 11, 978, 039	0	▲ 59, 790, 147
経常運営 経費	208, 639, 796	83, 182, 961	57, 559, 961	62, 281, 395	830, 400	4, 785, 079

※ 控除額の概要

- ・民間児童クラブ運営補助金及びそれに係る国、府交付金

2. 児童一人あたりコスト

年度	児童数(人) 【各年度5/1現在】	決算額ベース(円)		経常運営経費ベース(円)	
		決算額	一人あたり	決算額	一人あたり
H 3 0	1, 018	201, 581, 645	198, 017	163, 707, 947	160, 813
R 1	1, 122	351, 809, 410	313, 556	178, 592, 269	159, 173
R 2	1, 258	294, 639, 721	234, 213	208, 639, 796	165, 850

3. 利用者（保護者）負担割合

年度	使用料(円)	決算額ベース		経常運営経費ベース	
		決算額(円)	負担割合(%)	決算額(円)	負担割合(%)
H 3 0	64, 729, 200	201, 581, 645	32%	163, 707, 947	40%
R 1	69, 673, 400	351, 809, 410	20%	178, 592, 269	39%
R 2	62, 281, 395	294, 639, 721	21%	208, 639, 796	30%

放課後児童クラブ業務経費(決算額・見積額)比較

(単位：円)

	R 1 決算額	業者見積	差 異	備 考
人件費	168,210,903	265,847,948	97,637,045	
業務管理料	11,000,000	39,275,968	28,275,968	公立は事務局人件費相当分
教材費	0	6,966,000	6,966,000	
教育費	35,000	1,557,600	1,522,600	
雑 費	0	13,026,444	13,026,444	
その他	10,346,366	20,306,040	9,959,674	
合 計	189,592,269	346,980,000	157,387,731	